

芽室町の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画

芽室町緑の基本計画

2024年1月 改訂

芽 室 町

目 次

序 章

..... 2

第 1 章 計画の前提

..... 8

第 2 章 緑に関する現状と課題の整理

..... 16

第 3 章 計画の基本方針の設定

..... 28

第 4 章 緑地の配置および都市緑化に関する計画の策定

..... 36

第 5 章 緑地の保全および緑化推進のための施策

..... 50

第 6 章 緑化重点地区

..... 64

資 料

..... 72

資料 1	芽室町の概要	72
資料 2	芽室町の緑の現状	75
資料 3	改定前の芽室町緑の基本計画の検証	90
資料 4	平成 29 年度町民アンケート調査	101
資料 5	平成 30 年度住民意識調査	104
資料 6	策定検討会議	106
資料 7	緑地の整備目標	108

序章

序 章

1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画」として、市町村が定める法定計画です。

この計画は

本町の都市公園の整備等、都市計画による事業・制度のみならず、道路の緑化や学校等の公共公益施設の緑化、住宅地や事業所等の企業の緑化活動等、民地空間における緑化活動、緑化意識の普及等のソフト面も含めた、本町全体の「緑」全般に関する総合的な計画（マスタープラン）を策定するものです。

また

町民に最も身近な自治体である市町村が、緑の現状や緑に対するニーズを踏まえ、独自性や創意工夫を發揮し、まちの緑について将来のあるべき姿と、それを実現していくための施策を策定するものです。

※ここでいう「緑」は、樹木や草花だけでなく、水面やグラウンド等のオープンスペースも含まれます。また、公共施設だけではなく、住宅地の庭や生垣、工場等の緑化も含みます。

よって、緑豊かなまちとなるように、本計画を実現するためには、行政だけでなく、町民や町民活動団体、事業所等が主役となり、緑の保全や育てる活動に自主的に関わっていくことが求められます。

2 緑の必要性

都市における緑は、多様な役割を持っています。緑の基本計画を策定する意義として、町民生活に役立っている緑の効果や必要性について、以下の4つの視点で整理しました。

自然環境を守る緑（温暖化の防止、生物の生息地）

- ・緑は、CO₂を吸収して酸素を排出するため、温暖化の防止に寄与しています。また、緑は、ヒートアイランド現象の緩和にも役立っています。
- ・加えて、芽室公園等の緑や十勝川、美生川等の河川沿いの空間は、多様な生物の生息地であり、健全な生態系を維持する役割を担っています。

ヒートアイランド

都市部が周辺域より高い温度になっている現象



＝新嵐山からの展望＝

快適で豊かな生活が持続する緑（健康・交流・ふれあい）

- ・緑は、心身をリフレッシュし、人々の心に安らぎと安定を与えるとともに、健康の増進に役立ち、子どもが自然や生き物とふれあう機会や、学習の場等を提供してくれます。
- ・また、公園や広場等は、観光やレクリエーションの場になるとともに、子どもからお年寄りまで多数の町民が集まり、活動を広げる交流の場となります。



＝芽室公園＝

安全で安心して暮らせる緑（避難場所・防災）

- ・安全で安心な町民生活の実現のため、公園や広場等のオープンスペースは、避難場所や救済活動の場としての機能を担っています。
- ・また、樹木は、火災時に被害を軽減する延焼防止効果や騒音から生活を守り、強風からまちをまもる役割も持っています。

=役場周辺の3丁目通=



町民と協働してはぐくむ緑（季節感、歴史風土）

- ・緑は、都市に潤いや風格を与え、花を咲かせ、葉を落とし、季節ごとの変化を五感で楽しませてくれます。
- ・また、都市の中に長年息づいた社寺林や防風林等の緑は、その地域の特徴や個性、文化を映し出しています。

=大和児童公園=



以上、都市の緑は、温暖化やヒートアイランド現象等の緩和に寄与するとともに、人々に安らぎを与えるだけでなく、防災上の効果があり、地域の個性や文化も映し出します。

よって、緑の基本計画の策定により、町民の生活に役立つ「都市の緑」を守り、つくり、育てることが必要です。

3 計画の構成

本計画は、以下の構成とします。



第1章



計画の前提

第 1 章 計画の前提

1 計画の背景と目的

都市の緑は、町民生活に潤いと安らぎを与えるだけでなく、本町の良好な環境保全や景観形成に資する他、健康づくりやレクリエーション機能を有し、強いては、防災機能においても重要な役割を果たしています。

本町は、平成16年3月に「緑の基本計画」を策定しましたが、少子高齢化社会の進展、温暖化防止や防災に対する緑の必要性の高まり、町民意識の多様化等、本計画を取り巻く環境は著しく変化している状況であることから平成25年3月、令和2年3月に改訂しました。

しかし、改訂から3年が経過し、都市公園は地区の特性に応じた新たなコンセプトや整備手法での再整備の必要性が高まり、恵まれた自然環境を背景にした市街地と広大な大地に根差した農業地域が調和する環境にやさしいまちを目指して、緑の保全・整備や緑化施策を推進するための総合的な指針である「芽室町緑の基本計画」の見直しをすることにしました。

2 計画対象範囲と規模

本町は行政区域の面積 51, 376ha のうち、8, 200ha が都市計画区域の面積として指定されています。

本計画の対象範囲は、主として都市計画区域を対象としています。

なお、施策の内容によっては、芽室町全体に関わるものもあります。



都市計画区域

町の中心市街地を含み、自然的、社会的条件、交通量などの観点から、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要があるとして北海道が指定している区域。区域内では一定規模以上の開発行為は北海道の許可が必要であり、建築物の建築の際は建築主事の確認が必要となる。

3 計画期間

緑の基本計画は、上位計画との整合性を図りながら長期的な視点で緑に関する総合的な施策として捉えることが必要です。

よって、本計画は、芽室町都市計画マスタープランの計画期間との整合を図り、令和8（2026）年度を目標年度として設定し、施策を推進します。

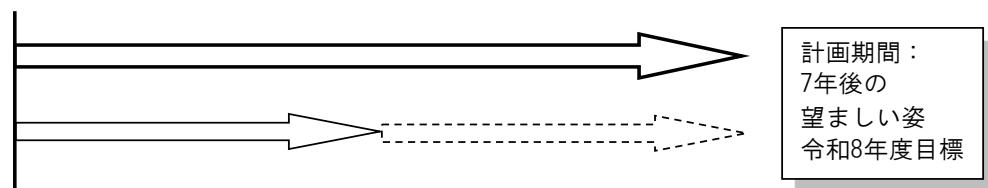


図 計画の目標年次

4 計画の位置付け

本計画は、「第5期芽室町総合計画（平成31年3月）」の将来像である「みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ」の実現の一翼を担うものです。

また、「芽室町都市計画マスタープラン」との整合を図り、同プランで定める公園・緑地の整備や都市緑化の方針に反映するものです。

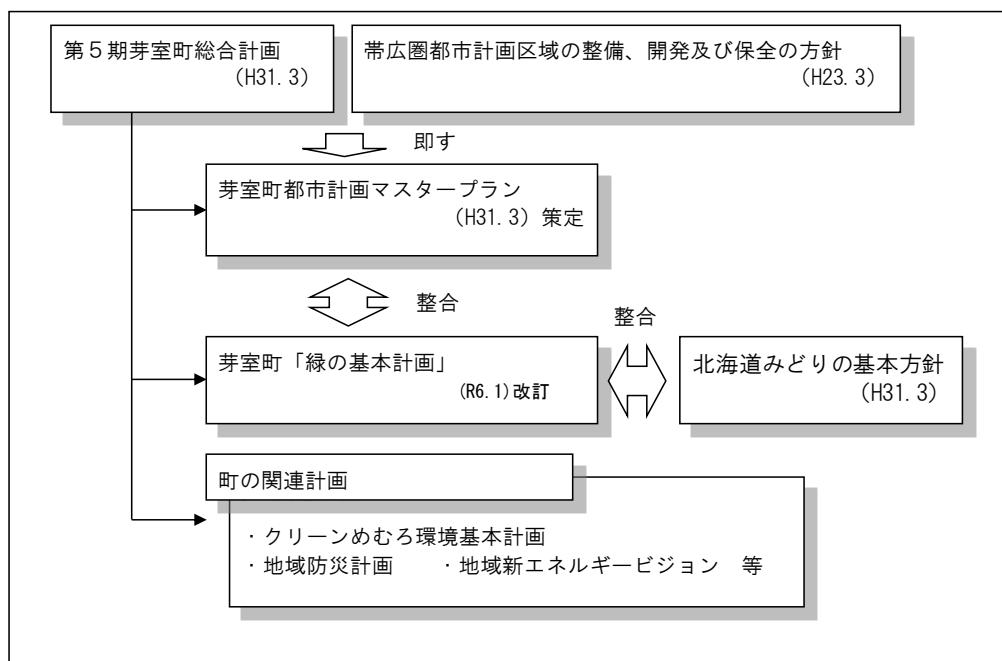


図 緑の基本計画の位置付け

5 本計画で対象となる「緑地」等の内容

本計画では、以下の緑地を対象としています。

都市公園等の「施設緑地」と、法や協定、条例等による「地域制緑地」があります（詳細は次ページ参照）。

その他、個人の住宅等の民地空間の緑化も町民の貴重な緑であるため、計画の対象とします。

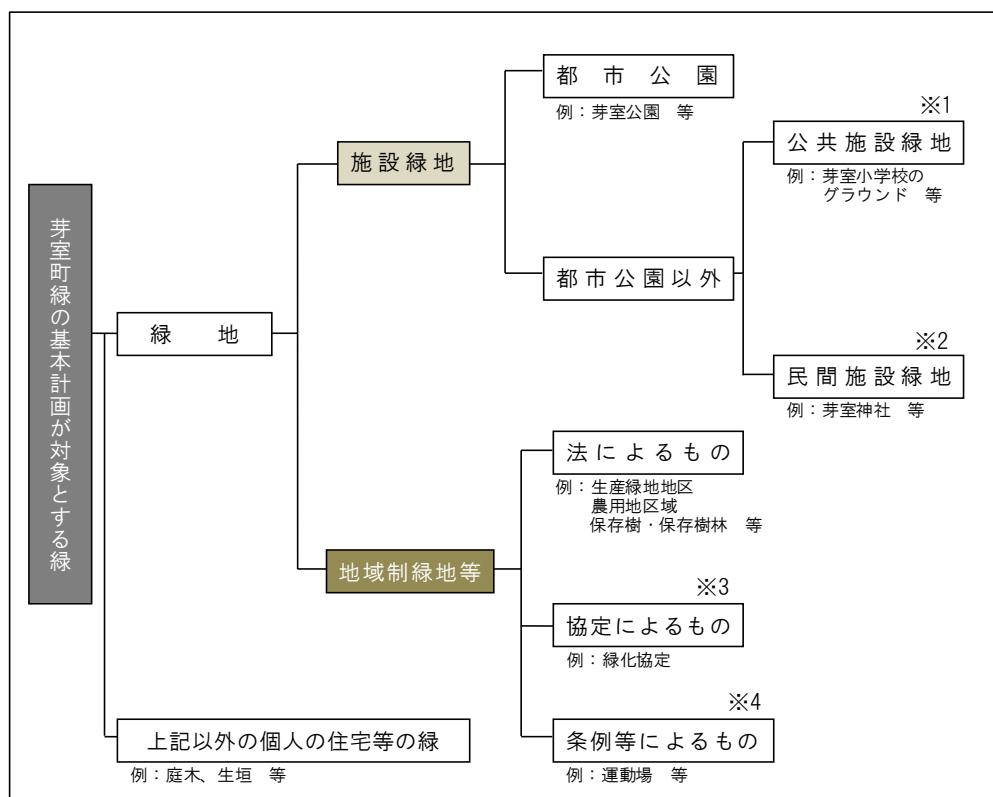


図 緑の基本計画で対象となる緑地

注意

- ※1 公共施設緑地とは都市公園以外の公有地、または公的な管理がされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設。
- ※2 民間施設緑地とは民地空間で公園緑地に準ずる機能を持つ施設。
具体的には以下をふまえ、具体的に位置付ける場合は実情に合わせて適宜判断する。
 *公開しているもの。
 *500 m²以上の一団となった土地で、建ぺい率が概ね20%以下であるもの。
 *永続性の高いもの。
- ※3 緑地として面積算定する場合には植栽地面積等を対象とする。
- ※4 条例等の適用を受け、永続性の高いものを対象とする。なお緑地として面積算定する場合には植栽地面積等を参考にする。

緑地の種類		内 容
施設緑地	都市公園	街区公園、近隣公園等、都市公園法で規定するもの
	公共施設緑地 都市公園以外	都市公園を除く公共空地、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、道路環境施設帯および植樹帯、地方自治法設置または市町村条例設置の公園、公開している教育施設(国公立)、河川緑地、農業公園、児童遊園、市町村が運営している運動場やグラウンド、こどもの国、ちびっ子広場、青少年公園 等
	民間施設緑地	市民緑地、公開空地、市民農園、一時解放広場、公開している教育施設(私立)、市町村と協定を結び開放している企業グラウンド、寺社境内地、屋上緑化の空間 等
地域制緑地等	法によるもの	緑地保全地域（都市緑地法） 風致地区（都市計画法） 生産緑地地区（生産緑地法） 自然公園（自然公園法） 自然環境保全地域（自然環境保全法） 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法） 河川区域（河川法） 保安林区域（森林法） 地域森林計画対象民有林（森林法） 保存樹・保存樹林（樹木保存法） 名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財（文化財保護法）等
	協定によるもの	緑化協定（都市緑地保全法）
	条例等によるもの	条例・要項・契約・協定等による緑の保全地区や緑の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、道や市町村指定の文化財で緑地として扱えるもの 等

6 緑の基本計画における緑の達成状況

平成 25 年に策定された「芽室町緑の基本計画」に掲げられた「都市公園などの整備目標」の状況を整理します（都市計画区域内を対象）。

詳しい情報は資料編の「資料一2 芽室町の緑の現状」に整理しました。

- ・都市公園等の現況の整備状況をみると、53 か所、65.57ha となっており、前計画の目標年次の計画値には達していませんが、策定時と比較して街区公園（あいあい公園）や近隣公園（芽室西運動広場）、地区公園（南多目的運動公園）や都市緑地（緑町緑地）の整備がすすんでおり、4 か所、7.17ha が新たに整備されています。
- ・公共施設緑地の現況の整備状況をみると、6.40ha となっており、前計画の中間年次の計画値に達しています。
- ・民間施設緑地の現況の整備状況をみると、1.80ha となっており、前計画の中間年次の計画値に達しています。

	計画策定期の値 (平成24年度)		計画での目標値 (令和4年度)		現状値 (令和元年度)		
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	達成率
都市公園等	51	68.27	64	100.60	53	82.8%	65.57
公共施設緑地		6.4		6.4	—	—	6.4
民間施設緑地	1	1.8	1	1.8	1	100.0%	1.8
地域制 緑地	法による もの		787.0		787.0	—	782.5
	条例等に によるもの		0	0	—	—	0

表 緑の状況と達成率

※「芽室町緑の基本計画」策定当初、上位計画である「北海道広域緑地計画（現・北海道みどりの基本方針）」が公園緑地の量的拡大を目標として掲げていたことなどから、当時の目標値は量的拡大を前提とした数値となっています。

第2章



緑に関する現状と課題の整理

第 2 章　緑に関する現状と課題の整理

緑が持っている「自然環境を守る」、「快適で豊かな生活が持続する」、「安全で安心して暮らせる」、「町民と協働してはぐくむ」の4つの役割について、本町の緑に関する現状と課題を整理します。

1 「自然環境を守る」緑に関する現状と課題

(1) 「自然環境を守る」緑に関する現状

①芽室町の河川や農地の緑

- ア 十勝川や美生川、芽室川などの大小の河川は、芽室町の骨格を形成するとともに多様な生物の生息に優れた自然環境を有している。
- イ 市街地周辺には広大な農地が広がっており、大切な緑となっている。また、10 線防風保安林を代表とする防風保安林が多く整備されている。
- ウ 平成 28 年に発生した台風 10 号により、河川・緑地の広範囲が被害を受け、一部修復中である。



=十勝川=

②貴重な歴史・文化資源としての緑

- ア 芽室公園のカシワや美生川沿いの化粧ヤナギなど、本町特有の自然林が生息している。
- イ 芽室神社などの社寺林も多く分布している。
- ウ 西士狩のエゾムラサキツツジ生息地など、環境緑地保護地区等に指定された地区が数カ所存在している。



=芽室公園のカシワ=

③生物の生息空間となっている緑

- ア 市街地内の公園や社寺林は、鳥やリスなどの小動物が生息する空間となっている。
- イ 十勝川や美生川などの河川沿いの緑地帯は、鳥や昆虫等が生息する空間となっている。



=公民館の緑地=

(2) 「自然環境を守る」緑に関する課題

- ①温暖化対策のため、河川緑地や農地の保全が必要である。
- ②貴重な歴史・文化資源としてのカシワ樹林等の本町特有の自然林の保全が必要である。
- ③多様な生物の生息空間となっている緑の保全が必要である。

2 「快適で豊かな生活が持続する」緑に関する現状と課題

(1) 「快適で豊かな生活が持続する」緑に関する現状

①公園緑地の整備状況

ア 本町の都市公園は、50 か所整備されている。



=芽室公園=

イ 国や北海道の平均値と比較すると町民1人当たりの都市公園等の面積は多い方である（国：10.5 m²/人 北海道39.3 m²/人 芽室町41.89 m²/人）。

ウ 配置バランスからみて公園が少ない地域がある（平成29年度に実施した町民アンケートでも、身近に利用できる公園や、健康遊具の整備を希望する人が多くなっている）。

エ 運動公園の老朽化への対応が必要であり、野球やサッカーなどを行うことのできる大きな公園への要望が多くなっている（町民アンケート結果）。



=芽室南公園=

オ 地区公園は、2 か所整備されており規模や数は十分であるが、今後は施設の維持管理を充実させることが重要となってくる。

カ 近隣公園は、5 か所整備されているが、配置が偏っていてバランスが良くない状況である。



=東めむろの松林公園=

キ 街区公園は、数量的には満たされているが、老朽化が目立ち、利用者が離れていっている。

ク 緑地は、満たされている地区と不足している地区があり、連続した緑の創出とはなっていない。

②緑化の推進状況

- ア 公共公益施設の緑化は、町民や来訪者に潤いのある景観と憩いや安らぎの場を提供している。
- イ 公営住宅は、民間住宅のモデルとなるように敷地の植栽など、緑化をすすめている。
- ウ 商業地では、商業者や町民が協力し、樹木や花による緑化により、イメージアップを図っている。
- エ 工業地は、地区計画により、緑化の推進が図られている。



=図書館=

(2) 「快適で豊かな生活が持続する」緑に関する課題

- ①公園の機能や役割を、人口動態や施設の立地状況から細分化し、現況の公園整備状況と地域の特性を重ね合わせた配置バランスとし、公園機能の見直しが必要である。
- ②運動公園の老朽化への対応や施設および機能の充実が必要である。
- ③地区公園は、現在の規模を保ちながら、維持管理を充実させる必要がある。
- ④近隣公園は、配置を検討し、バランスのとれた計画的な配置の必要がある。
- ⑤街区公園の多くは老朽化しているため、身近な公園として再整備が必要である。
- ⑥公共公益施設は、樹木や花などの緑化により、景観を向上させ、町民参加による緑化をすすめる必要がある。
- ⑦市街地内のヒートアイランド状況等の緩和のため、公共空間、民間空間の緑化が求められている。
- ⑧住宅地は、各家庭における緑化を推奨していく必要がある。
- ⑨商業地は、商業者や町民の協力のもと、樹木や花による中心市街地のイメージアップを図る必要がある。
- ⑩工業地は、環境や景観の向上におおきな影響があるため、工場敷地内の緑化をすすめる必要がある。

3 「安全で安心して暮らせる」緑に関する現状と課題

(1) 「安全で安心して暮らせる」緑に関する現状

①河川環境の状況

- ア 十勝川は、芽室町ばかりではなく、近隣の市町村を流れる重要な河川となっている。
- イ 美生川は、市街地のほぼ中心を流れる身近な河川であるが、コンクリート護岸で川に近づきにくい構造となっている。
- ウ 美生川の河川敷の一部はパークゴルフ場として活用している。
- エ 市街地の西側を流れるピウカ川は、河川沿いに公園や緑地が整備されており、町民に親しまれる河川となっている。

②街路樹の状況

- ア 市街地の幹線道路には、街路毎に樹種を選定し街路樹が植えられているが、一部路線については樹木の枯渴等により、街路樹が無くなっている。
- イ 街路樹の剪定にあたっては、出来る限り自然の樹形が保つように自然に近い景観づくりに努めている。



=芽室町本通=

③防災機能に配慮した公園緑地の状況

- ア 市街地にある身近な街区公園は、災害時の一時避難場所の役割を果たしている。
- イ 芽室公園は、町内で唯一の総合公園であり、広域避難地としての役割がある。
- ウ 公園緑地や河川緑地、街路樹などは火災時の延焼防止に役立っている。
- エ 避難場所として指定されている公園緑地は、一部を除き冬期間の除雪はされていない。



=健康プラザ緑地の防災倉庫=

(2) 「安全で安心して暮らせる」緑に関する課題

- ①美生川の河川敷については、遊歩道や親水公園など、身近に水辺の自然と親しむことのできる活用方法を検討する必要がある。
- ②ピウカ川の河川敷については、防災性の向上を意識した整備および親水性の高い空間の創出に向けた取り組みが必要である。
- ③火災時の延焼防止に役立っている既存街路樹の保全および新たな街路樹の整備による連続した緑の形成が必要である。
- ④市街地内の幹線道路には街路樹を植栽し、歩行者に対する安全性の確保が必要である。
- ⑤災害時に機能できる公園の整備と維持管理が必要である。

4 「町民と協働してはぐくむ」緑に関する現状と課題

(1) 「町民と協働してはぐくむ」緑に関する現状

①緑を普及させる活動など

- ア 町民の手による森づくりをすすめるため、植樹祭や自然観察会などを実施し、自然を守る意識の醸成を図っている。
- イ 花の育成管理の知識・技術、まちなみ景観に配慮した花の使い方に知識を持っているフラワーマスター認定制度の普及を図っている。



=13号防風林=

②地域の景観を映し出す緑

- ア 国道38号線から芽室公園のカシワの木は、素晴らしい沿道景観を形成している。
- イ フラワータウン事業（芽室町市街地町内会連合会）による歩道の花植えは、道路空間に彩りを与える、良好な景観を形成している。
- ウ 芽室神社などの社寺林は、昔からある樹木が多く、建築物とともに貴重な歴史的景観を形成している。
- エ 市街地周辺の農地や農家住宅の周辺の樹木は、特徴的な農村景観を形成している。



(2) 「町民と協働してはぐくむ」緑に関する課題

- ①地域における町民の活動による花や緑の景観は、今後も継続する必要がある。
- ②町民の手による森づくりを今後もすすめていく必要がある。
- ③フラワーマスター認定者等による専門的な技術や知識を活かした緑のまちづくりが必要である。
- ④芽室公園のカシワの木は、今後も芽室町のシンボルとして維持保全していく必要がある。
- ⑤古くから残っている社寺林は、貴重な歴史的景観として維持保全していく必要がある。
- ⑥農村景観を代表する農家住宅周辺の樹木などは、農地とともに維持保全していく必要がある。

5 課題の整理

以下により、本町の緑の課題を整理します。

【全 域】

- ①温暖化対策のため、河川緑地や農地の保全が必要である。
- ②貴重な歴史・文化資源としてのカシワ樹林等の本町特有の自然林の保全が必要である。
- ③多様な生物の生息空間となっている緑の保全が必要である。
- ④公園の機能や役割を、人口動態や施設の立地状況から細分化し、現況の公園整備状況と地域の特性を重ね合わせた配置バランスとし、公園機能の見直しが必要である。
- ⑤運動公園の老朽化への対応や施設および機能の充実が必要である。
- ⑥地区公園は、現在の規模を保ちながら、維持管理を充実させる必要がある。
- ⑦近隣公園は、配置を検討し、バランスのとれた計画的な配置の必要がある。
- ⑧街区公園の多くは、老朽化しているため、身近な公園として再整備が必要である。
- ⑨公共公益施設は、樹木や花などの緑化により、景観を向上させ、町民参加による緑化をすすめる必要がある。
- ⑩災害時に機能できる公園の整備と維持管理が必要である。
- ⑪地域における町民の活動による花や緑の景観は、今後も継続する必要がある。
- ⑫古くから残っている社寺林は、貴重な歴史的景観として維持保全していく必要がある。
- ⑬町民の手による森づくりを今後もすすめていく必要がある。
- ⑭フラワーマスター認定者等による専門的な技術や知識を活かした緑のまちづくりが必要である。

【市街化区域】

- ① 市街地内のヒートアイランド現象等の緩和のため、公共空間、民間空間の緑化が求められている。
- ② 住宅地は、各家庭における緑化を推奨していく必要がある。
- ③ 商業地は、商業者や町民の協力のもと、樹木や花による中心市街地のイメージアップを図る必要がある。
- ④ 工業地は、環境や景観の向上におおきな影響があるため、工場敷地内の緑化をすすめる必要がある。
- ⑤ 火災時の延焼防止に役立っている既存街路樹の保全および新たな街路樹の整備による連続した緑の形成が必要である。
- ⑥ 芽室公園のカシワの木は、今後も芽室町のシンボルとして維持保全していく必要がある。
- ⑦ 市街地内の幹線道路には街路樹を植栽し、歩行者に対する安全性の確保が必要である。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域および概ね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

【市街化調整区域】

- ① 農村景観を代表する農家住宅周辺の樹木などは、農地とともに維持保全していく必要がある。

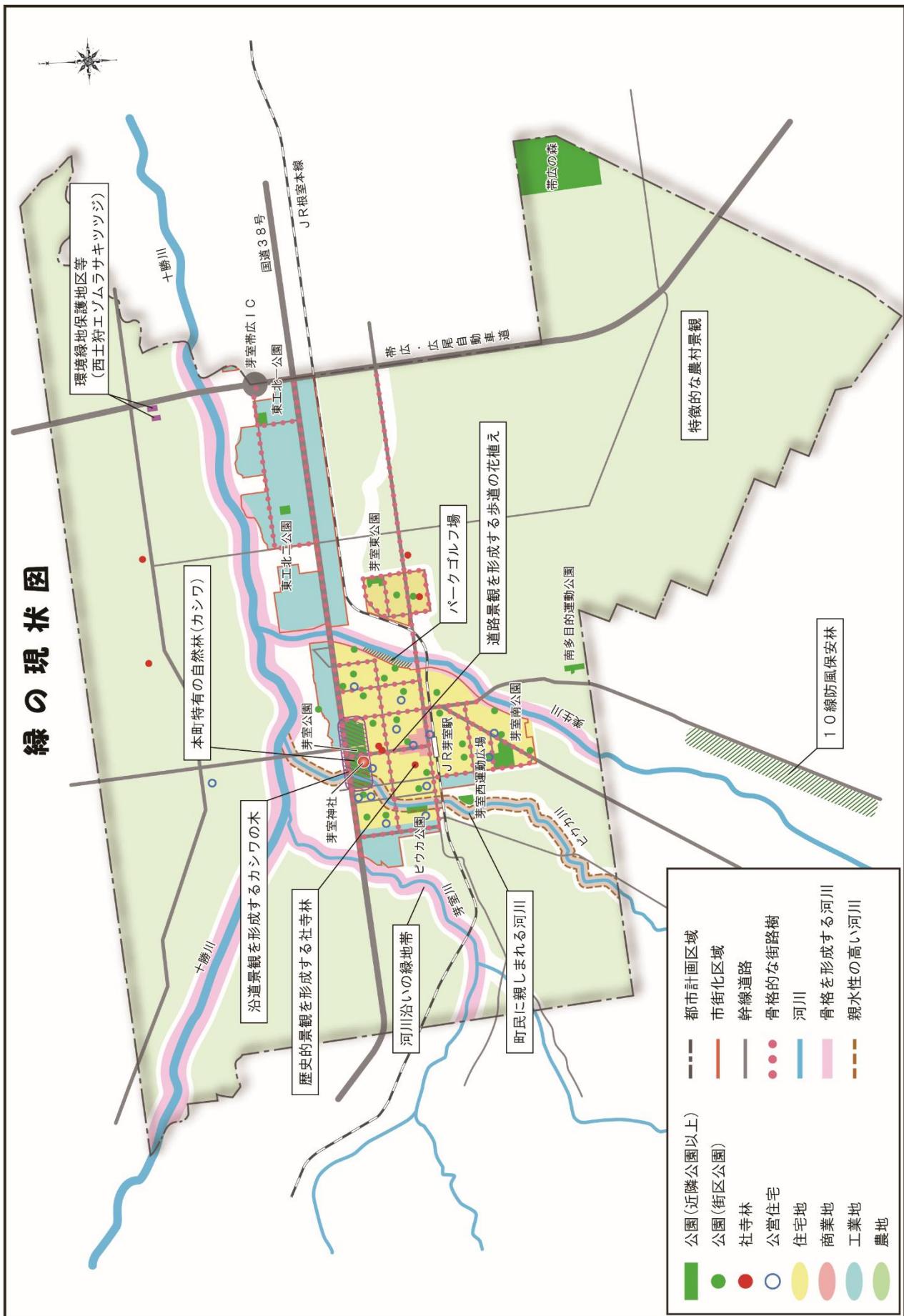
市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域

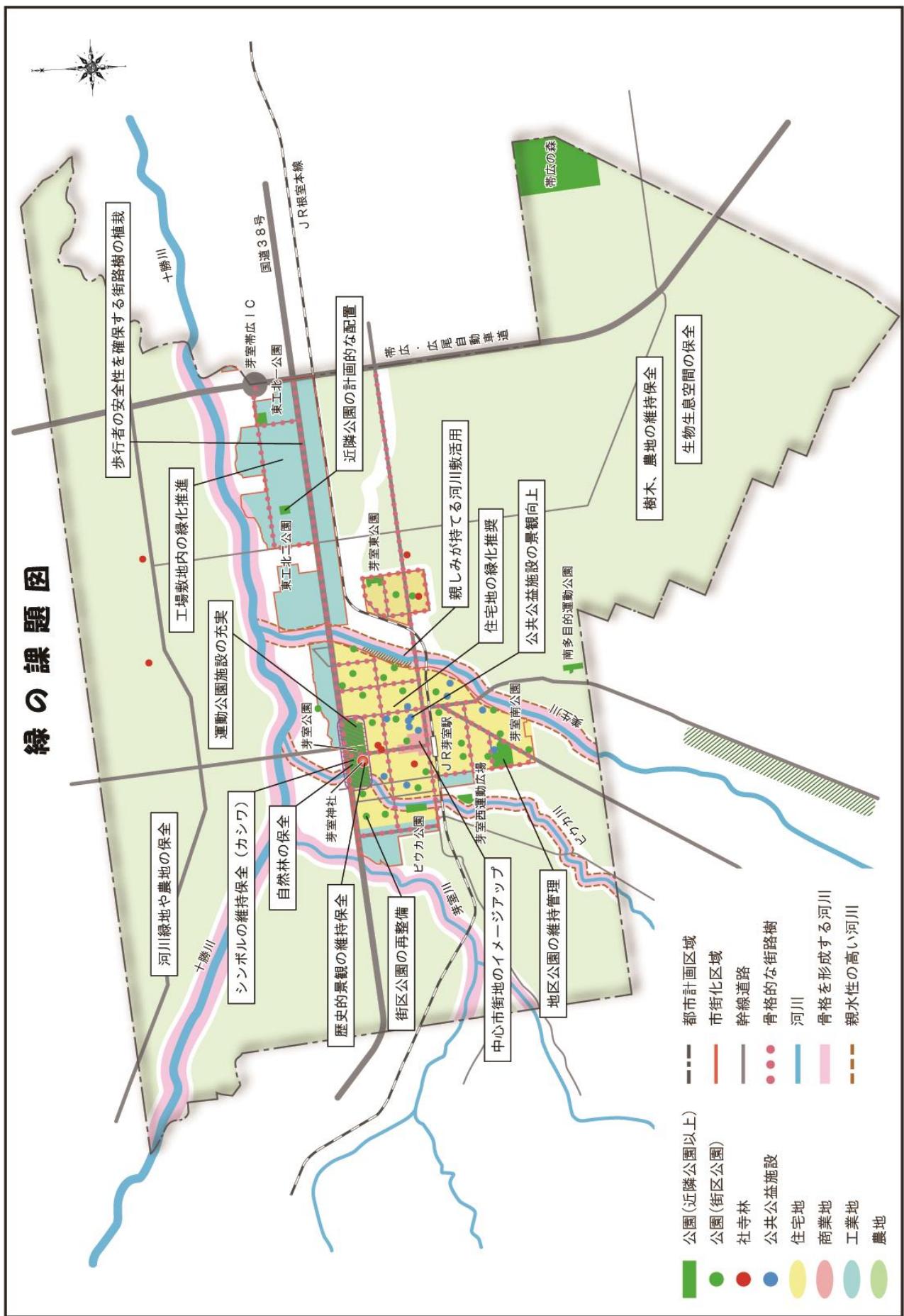
【河 川】

- ① 美生川の河川敷については、遊歩道や親水公園など、身边に水辺の自然と親しむことのできる活用方法を検討する必要がある。
- ② ピウカ川の河川敷については、防災性の向上を意識した整備および親水性の高い空間の創出に向けた取り組みが必要である。

緑の現状図



緑の課題図



第3章



計画の基本方針の設定

第3章 計画の基本方針の設定

1 基本理念

芽室町は、十勝平野の中央部に位置し、南北約35.4km、東西約22.6km、面積513.76km²の広さを有しています。

東と南は十勝の中心都市帯広市、北は清水町・音更町・鹿追町に、西は日高町に接しています。

市街地の東西方向にはJR根室本線と国道38号が横断しており、現在、札幌・釧路・北見などの都市を結ぶ北海道横断自動車道、帯広・広尾間を結ぶ帯広広尾自動車道の整備がすすめられています。

また、本町には、日高山脈の山並みを背景に水辺の自然を残した十勝川や美生川などがあり、広大な碁盤の目に区画割りされた農地と、それを取り巻く耕地防風林などの美しい自然や農村環境に恵まれています。

本町のこのような自然環境は貴重な財産であるとともに、まち全体で環境負荷の低減に向けた循環型社会の構築のため、緑の役割は重要となっており、これからの中づくりに「緑」は欠かすことのない要素となっています。

本計画は芽室町総合計画における本町の「緑地の保全および緑化の推進」に関する基本計画であることから、まちづくりの理念を共有するものであります。このため「緑の基本計画」の基本理念を次のとおり設定しました。

みどりをみんなで育み
笑顔で暮らせるまち

○みどりをみんなで育み・・・・とは？

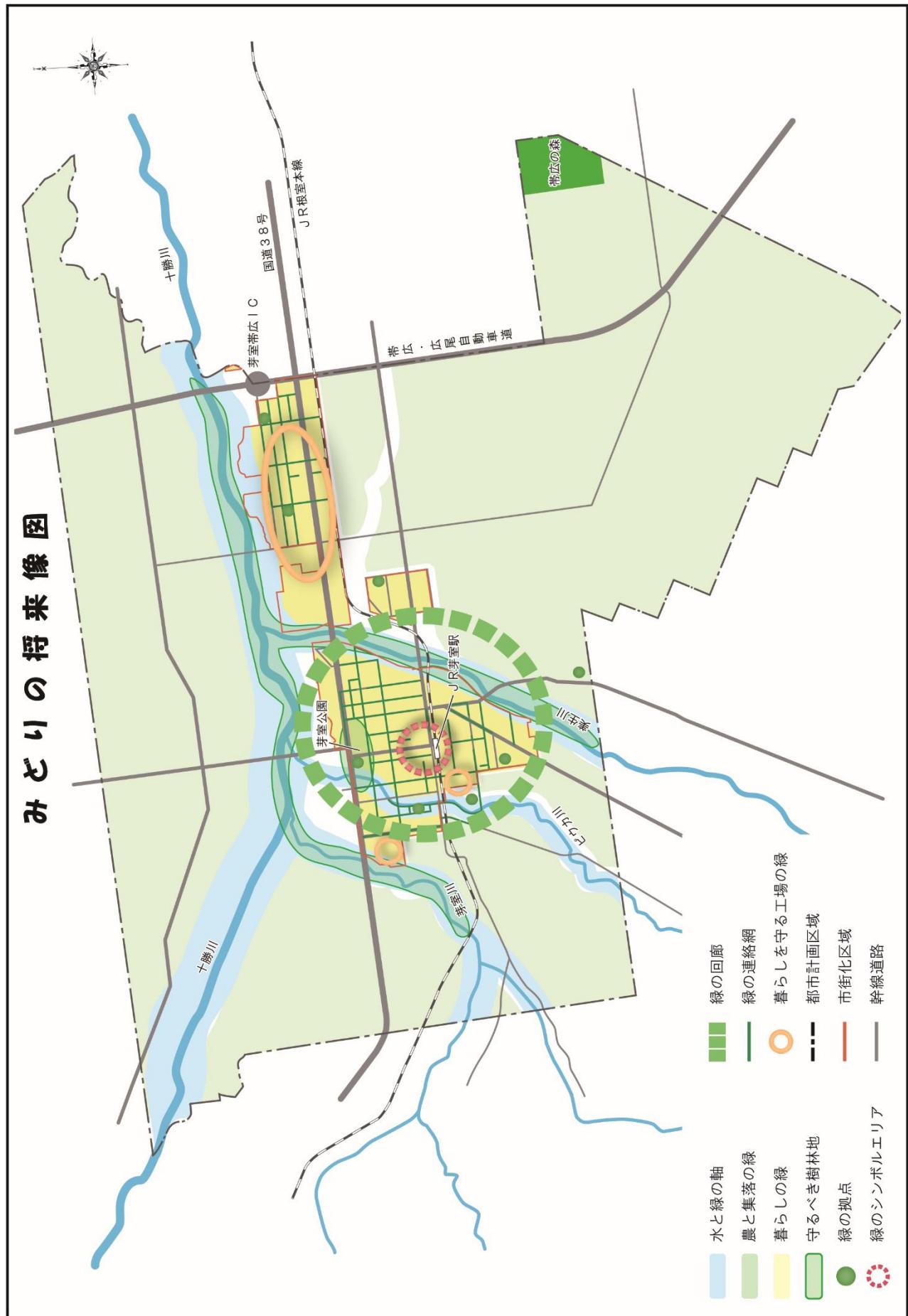
緑の多様な役割と必要性を十分に理解したうえで、町民が緑に関する活動に参加しやすい環境をつくり、まち全体で緑豊かなまちづくりをすすめていきます。

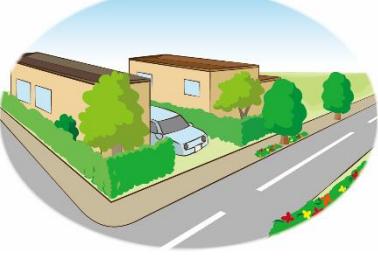
このことにより、緑の保全や成長による景観の向上、良好なまちなみ形成をすすめ、緑を「まもり」・「つくり」・「つなげる」ことを町民みんなで「はぐくむ」ことで、町民の一人ひとりの心の豊かさも育んでいきます。

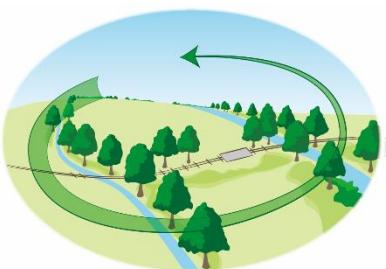
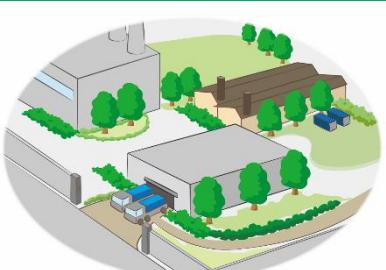
○笑顔で暮らせるまち・・・・とは？

緑を「まもる」ことで、河川や農地の貴重な緑を保全し、緑を「つくる」ことで、快適で豊かな生活を確保し、点在している緑を「つなげる」ことで、町民一人ひとりが安全で安心して暮らすことができるまちづくりをすすめます。このことにより、めむろに暮らしているすべての人たちが、いつでも笑顔の絶えない、笑顔で暮らせるまち「めむろ」を目指していきます。

みどりの将来像図



軸・ゾーン	対象とする緑と将来イメージ
	<p>水と緑の軸</p> <p>十勝川や美生川、芽室川などの大小河川を位置付けし、周辺の樹林地を含め、貴重な水辺空間・緑地空間、生物の生息空間を環境面からも保全します。また、レクリエーション機能を充実させ、快適な都市環境を形成します。</p>
	<p>農と集落の緑</p> <p>市街化調整区域の農地や耕地防風林、農家住宅の周辺樹林を位置付けし、良好な自然環境と農村景観を保全します。</p>
	<p>暮らしの緑</p> <p>市街化区域を位置付けし、公共空間だけではなく、住宅地や商業地等の民間空間においても緑や花を充実させ、快適な市街地を形成します。</p>
	<p>守るべき樹林地</p> <p>芽室公園のカシワや美生川沿いの化粧ヤナギなど、本町特有の自然林の生息地を位置付けし、地域の貴重な歴史・文化資源として、また、多様な生物の生息空間としても重要であるため保全します。</p>
	<p>緑のシンボルエリア</p> <p>芽室駅を中心とした賑わいを創出するエリアを位置付けし、エコなまちづくりを積極的に行うとともに、緑と花があふれる魅力あるまちなかを目指します。</p>

軸・ゾーン	対象とする緑と将来イメージ
	<p>緑の回廊</p> <p>緑のシンボルエリアである芽室駅周辺を中心として、市街地の外縁をつなぐ道路等を位置付けし、街路樹等の緑化を積極的に行い、緑がつながる快適な都市環境を形成します。</p>
	<p>緑の連絡網</p> <p>幹線道路等を位置付けし、街路樹の整備や沿道の民間空間の緑化等に努め、公園緑地や公共施設等を結びつけるみどりの連絡網を形成し、野鳥や昆虫等の移動空間の形成や、緑陰による快適な歩行空間を確保します。</p>
	<p>暮らしをまもる工場の緑</p> <p>工業団地等の緑化を位置付けし、周辺環境との調和を図ります。</p>

2 基本方針

本計画の基本理念を実現するための基本方針（緑の目指すべき方向）を4つ、以下のとおり設定します。

この基本方針を実現するため、行政だけではなく、町民、事業者等、みんなで芽室町について考え、行動していきます。

(1) みどりをみんなで「まもる」

河川や農地・貴重な資源としての社寺林等の
「みどり」をまもる。

芽室町の骨格を形成する大小の河川、広大な農地や歴史風土を感じる社寺林は、本町の中で貴重な水と緑となっています。

これらの自然環境は、人々に潤いを与え、多様な生物の生息空間となっていることから、これからも大切な「みどり」として守っていきます。



=ピウカ川=

(2) みどりをみんなで「つくる」

快適で豊かな生活が持続するために
不足している「みどり」をつくる。

芽室町の公園面積はある程度確保されていますが、それぞれの公園の機能や役割を分かりやすくし、配置バランスも考慮しながら、魅力ある空間をつくります。

人々が楽しめる空間の創出とともに、町全体に樹木や花などの緑化をすすめ、「みどり」を積極的につくっていきます。



=東工北緑地公園=

(3) みどりをみんなで「つなげる」

安全で安心して暮らすために
点在している「みどり」をつなげる。

多自然型

従来の治水機能に重点を置いた河川整備に対して、河川が本来有している生物の成育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全または創出する川づくりの形態。

多自然型の景観を形成している河川縁地や幹線道路沿いの街路樹は、市街地内のみどりの線となっています。

これらのみどりの線を基本とし、点在している公園や緑地をつなげ、レクレーション機能はもとより防災機能を有したみどりのネットワークをつくります。



=美生川=

(4) みどりをみんなで「はぐくむ」

町民と行政の協働により
地域の景観を映し出す「みどり」をはぐくむ。

町民参加による緑の保全、整備、緑化等に関するしくみづくりや交流活動、普及啓発活動を推進し、みどりが豊かになるまちづくりをすすめます。

また、多くの町民が身近にみどりを育てる機会をもてるよう、みどりに親しめる空間やしくみをつくり、みどりの町を育みます。



=公民館南側の緑地=



第4章

緑地の配置および都市緑化に関する計画の策定

第 4 章

緑地の配置および都市緑化に関する計画の策定

1 計画のフレーム

本計画策定の前提となる計画対象地域の人口の見通し、市街化区域等の規模について整理します。

○計画対象区域

項目	計画対象市町村名	都市計画区域名
区域	茅室町の一部	茅室町の都市計画区域全域 (8,200ha)

○都市計画区域内人口の見通し

年次	平成24年	現況 令和元年	目標年次 令和8年
都市計画区域内人口	16,363人	15,695人	15,107人

○市街地の規模

年次	平成24年	現況 令和元年	目標年次 令和8年
市街化区域人口	14,897人	14,459人	14,000人
市街化区域規模	829ha	829ha	829ha

2 緑地の確保目標

本計画における確保すべき緑地の目標を以下のように設定しました。

目標については、目標年次において進行管理、評価をしていきます。

今後、既存の緑地の見直しや新たな緑地の創出に努め、目標の確保をすすめていきます。

(1) 緑地の確保目標

都市計画区域の 10.5%以上は緑地として確保を目指します。

緑地の確保量	年 次	【参考】 当初計画策定時 (平成 16 年)	現況	現況	目標年次
			平成 24 年	令和元年	令和 8 年
緑地の確保量	都市計画区域 (ha)	930.08 11.3%	862.57 10.5%	855.5 10.4%	863.1 10.5%
	市街化区域 (ha)	61.52 7.7%	70.89 8.6%	71.3 8.6%	78.1 9.4%
	市街化調整区域 (ha)	868.56 11.7%	791.68 10.7%	784.3 10.6%	785.1 10.7%

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標

**都市公園、公共施設の緑地は
町民一人あたり 52.2 m²以上の確保を目指します。**

都市公園等	年 次	【参考】 当初計画策定時 (平成 16 年)	現況	現況	目標年次
			平成 24 年	令和元年	令和 8 年
都市公園等	都市計画区域 (ha)	66.98 44.7 m ² /人	74.67 45.6 m ² /人	71.2 45.4 m ² /人	78.8 52.2 m ² /人
	市街化区域 (ha)	52.71 39.6 m ² /人	60.41 40.6 m ² /人	60.9 42.1 m ² /人	67.6 48.3 m ² /人
	市街化調整区域 (ha)	14.27 83.9 m ² /人	14.26 97.3 m ² /人	10.4 84.1 m ² /人	11.2 101.2 m ² /人

(3) 都市公園の施設として整備すべき緑地の目標

都市公園は
町民一人あたり 47.9 m²以上の確保を目指します。

	年 次	【参考】 当初計画策定時 (平成 16 年)	現況 平成 24 年	現況 令和元年	目標年次 令和 8 年
都 市 公 園	都市計画区域 (ha)	60.58 40.4 m ² /人	68.27 41.7 m ² /人	64.8 41.3 m ² /人	72.4 47.9 m ² /人
	市街化区域 (ha)	46.32 34.8 m ² /人	54.01 36.3 m ² /人	54.5 37.7 m ² /人	61.2 43.7 m ² /人
	市街化調整 区域 (ha)	14.26 83.9 m ² /人	14.26 97.3 m ² /人	10.4 84.1 m ² /人	11.2 101.2 m ² /人

(4) 都市緑化の整備目標

本計画においては、都市公園等の緑地の確保ばかりではなく、民有地における緑化も重要であることから、樹木や草地など都市全体の緑の量を把握できる緑被率による目標を定めます。

都市計画区域の 21.7%以上の緑化を目指します。

	年 次	【参考】 当初計画策定時 (平成 16 年)	現況 平成 24 年	現況 令和元年	目標年次 令和 8 年
都 市 綠 化	都市計画区域 (ha)	1,279 15.6%	1,699 20.7%	1,771 21.6%	1,782 21.7%
	市街化区域 (ha)	124 15.4%	162 19.5%	151 18.2%	162 19.5%
	市街化調整 区域 (ha)	1,155 15.6%	1,537 20.9%	1,620 22.0%	1,620 22.0%

3 緑地の配置方針

緑の基本計画の基本方針

- みどりをみんなで「まもる」
- みどりをみんなで「つくる」
- みどりをみんなで「つなげる」
- みどりをみんなで「はぐくむ」

の4つの方針のうち、町民・事業者・行政が協働で緑を「まもる」「つくる」「つなげる」ための緑の配置方針を以下のように設定します。

みんなで「まもり、つくり、つなげた」緑は、みんなで「はぐくんで」いきます。

(1) みどりをみんなで「まもる」緑の配置方針

河川や農地・貴重な資源としての社寺林等の
「みどり」をまもる。

《緑の配置に関する基本的な考え方》

【自然環境を守る緑（温暖化対策、生物多様性）】

- 河川緑地を軸に、農地、公園・緑地、防風林等の緑を積極的に保全します。
- 多様な生物の生息空間となっている緑を保全します。

【快適で豊かな生活が持続する緑（交流、ふれあい）】

- 貴重な歴史・文化資源としてのカシワ樹林等は、本町特有の自然林として保全します。
- 市街地内の公園緑地や社寺林等は、地域の緑の拠点として保全します。

【安全で安心して暮らせる緑（安全、安心）】

- 市街地周辺の農地は、大雨時等における遊水機能を持つため、まもります。
- 既存の街路樹は、火災時の延焼防止に役立っているため、保全します。

遊水機能

雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能

【町民と協働してはぐくむ緑（季節感、歴史風土）】

- 十勝川や美生川等の自然景観を創り出している緑をまもります。
- 歴史風土を大切にし、まちを印象付ける特徴のある緑を保全・継承します。

《緑の配置方針》

【自然環境をまもる緑（温暖化対策、生物多様性）】

河川緑地と既存樹林の保全

- ・河川沿いの緑地帯や連続性のある樹林地など、良好な環境で整備されている緑地については、環境形成に有効な機能を持つため、引き続き保全に努めます。

【快適で豊かな生活が持続する緑（交流、ふれあい）】

本町特有の自然林等の保全

- ・芽室公園のカシワの木や美生川沿いの化粧ヤナギなどの本町特有の自然林は、町の貴重な財産であるため、保全します。

【安全で安心して暮らせる緑（安全、安心）】

市街地を取り囲む農地の保全

- ・市街地周辺の農地は、大雨時や雪解け時に遊水機能があるため、まもります。

【町民と協働してはぐくむ緑（季節感、歴史風土）】

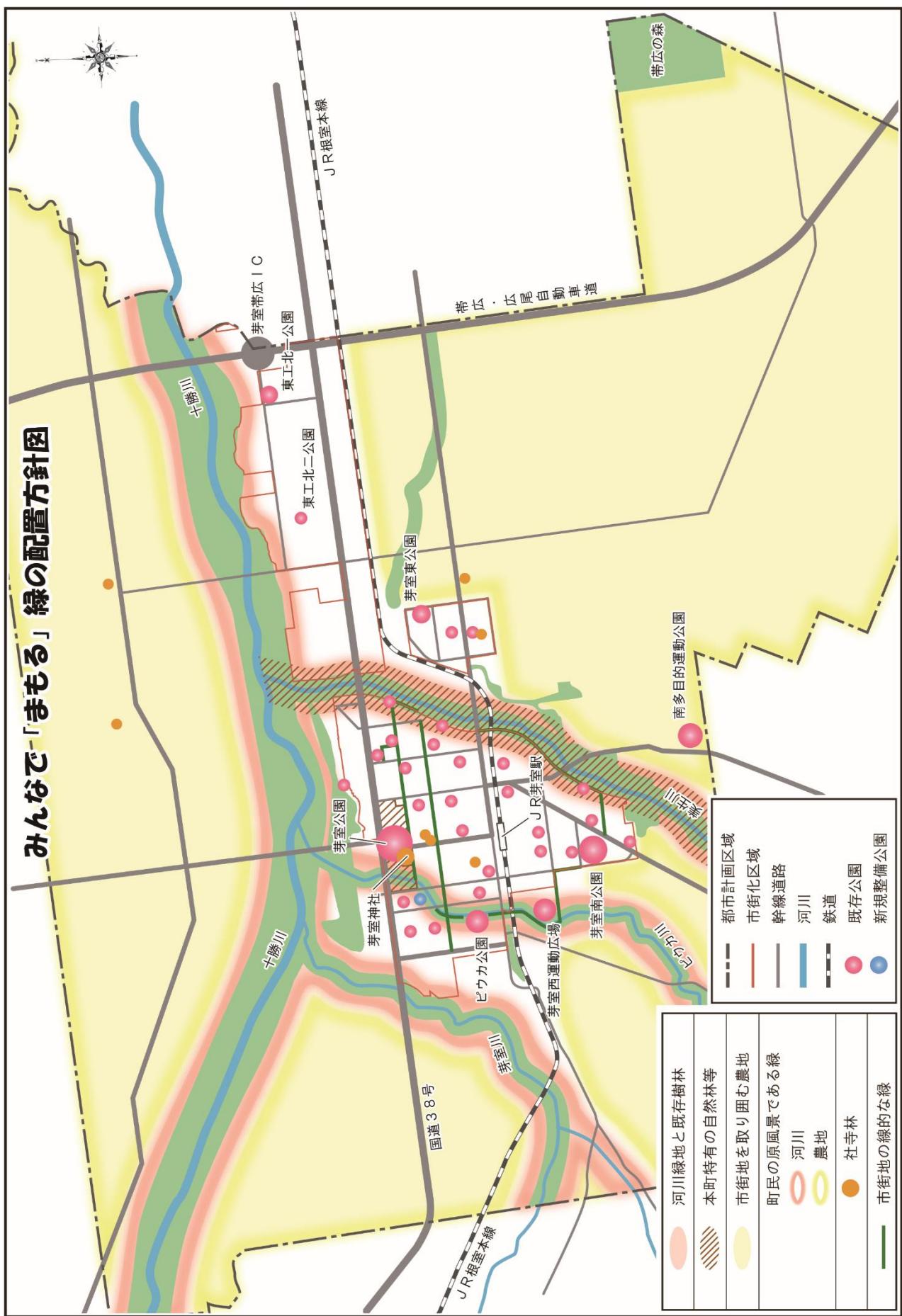
町民の原風景である緑の保全

- ・十勝川や美生川等の河川や、広がりのある農地の緑は、町民にとっての原風景であるため、まもります。

地域らしさを感じる緑の保全

- ・芽室公園のカシワの木や芽室神社等の社寺林は、貴重な歴史的な景観としてまもります。
- ・農家住宅周辺の樹木は、農地とともに地域らしい農村景観としてまもります。

みんなで「まもる」緑の配置方針図



(2) みどりをみんなで「つくる」緑の配置方針

快適で豊かな生活が持続するために
不足している「みどり」をつくる。

《緑の配置に関する基本的な考え方》

【自然環境を守る緑（温暖化対策、生物多様性）】

- 市街地全体の緑化を積極的にすすめ、緑に包まれたエコなまちを目指します。
- ヒートアイランド状況に対応するとともに CO₂ を吸収し温暖化防止に貢献するように緑化を積極的にすすめます。

【快適で豊かな生活が持続する緑（交流、ふれあい）】

- 市街地内には、誰もが歩いて行ける身近なところに公園を整備します。
- 樹木や草花、昆虫・野鳥等の生き物とふれあえる緑の拠点を増やし、地域の生態系を豊かにします。

【安全で安心して暮らせる緑（安全、安心）】

- 市街地内の緑化を推進し、火災時の延焼防止機能を高めます。
- 災害時に避難できる公園やオープンスペースを確保します。

【町民と協働してはぐくむ緑（季節感、歴史風土）】

- 緑に包まれた美しい景観となるように、積極的な市街地の緑化をすすめます。

《緑の配置方針》

【自然環境を守る緑（温暖化対策、生物多様性）】

公共および民間空間の緑化の推進

- ・公共公益施設は、樹木や花などの緑化を積極的にすすめ、景観を向上させ、憩いや安らぎの場づくりをすすめます。
- ・住宅地や事業地の建物周りや駐車場の緑化、店舗の壁面や屋上の緑化等、民間空間の沿道緑化をすすめます。

【快適で豊かな生活が持続する緑（交流、ふれあい）】

誰もが歩いて行ける身近な公園の整備

- ・市街地内には、日常的に遊びや交流ができるよう、誰もが歩いて行ける身近な場所に公園を計画的に配置し、整備します。

身近な自然とのふれあいの場の整備

- ・公園や緑地だけではなく、歩道の草花の植替えや親水空間の整備、樹林地の活用、生き物の生息空間の確保等、町民が身近に自然とふれあえる場を確保します。

【安全で安心して暮らせる緑（安全、安心）】

火災時の延焼を防止する市街地内緑化の推進

- ・公園や緑地をはじめ、市街地内の緑地やオープンスペースを確保し、火災時の延焼拡大を防止します。
- ・住宅地の緑化や事業所、工場等の緑化をすすめ、災害の拡大を防止します。

災害時の避難場所となる公園の確保

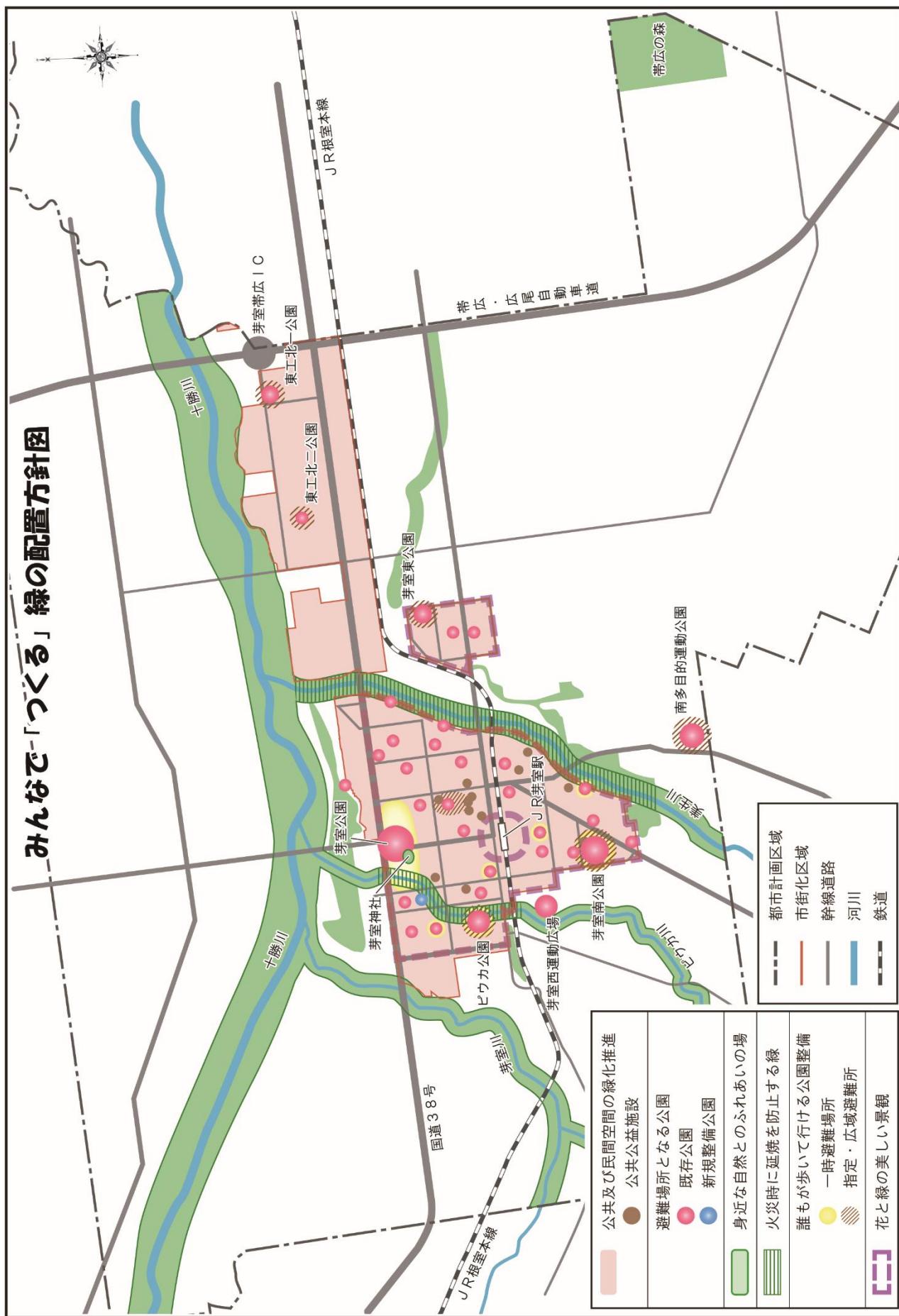
- ・一時避難場所となる身近な公園やオープンスペースを確保するよう、計画的に公園緑地を整備します。
- ・指定避難場所や広域避難場所となっている公園や学校は、災害時の避難場所を確保するため、保全します。

【町民と協働してはぐくむ緑（季節感、歴史風土）】

緑と花に包まれた美しい景観づくりの推進

- ・芽室駅周辺は、芽室の玄関口として緑や花による美しい緑化をすすめます。
- ・住宅地では、緑や花による緑化をすすめ、まち全体が緑と花に包まれた季節感があり、うるおいのある質の高い景観を形成します。

みんなで「つくる」緑の配置方針図



(3) みどりをみんなで「つなげる」

安全で安心して暮らすために
点在している「みどり」をつなげる。

《緑の配置に関する基本的な考え方》

【自然環境を守る緑（温暖化対策、生物多様性）】

- 河川を軸に、公園や緑地・社寺林等の緑を街路樹でつなげます。

【快適で豊かな生活が持続する緑（交流、ふれあい）】

- 主要幹線道路には、樹木を植樹し、緑の拠点となる公園や緑地やオープンスペース等とつなげます。

【安全で安心して暮らせる緑（安全、安心）】

- 災害時に避難路となる道路には、街路樹の整備を推進します。

【町民と協働してはぐくむ緑（季節感、歴史風土）】

- 季節を感じることができる花や実のなる樹種を植栽した道路整備を推進します。

- 芽室町の特性に合った郷土種を街路樹等に植栽します。

《緑の配置方針》

【自然環境を守る緑（温暖化対策、生物多様性）】

まち全体を緑でつなげる

- ・十勝川や美生川等の河川や、公園や緑地、公共施設等の緑の拠点を街路樹等でつなげます。
- ・建築物の壁面や屋上等のさまざまな場所を緑化し、まち全体が緑でつながるようにします。

生き物の移動空間となる緑ネットワークの形成

- ・十勝川や美生川等の主要河川を軸に、用水路や樹林地がつながって、生き物が移動することができるネットワークを形成します。
- ・既存の樹林地や公園緑地、防風林、社寺林等を保全するとともに、生き物が移動しやすいよう点在するみどりをつなげるため公共施設や住宅地、事業所、工場等の庭などを緑化します。
- ・地域の緑のまとまりとなる学校や公園は、野鳥や昆虫等が生息できるよう積極的に緑化します。

【快適で豊かな生活が持続する緑（交流、ふれあい）】

花や樹木による緑の道の形成

- ・主要幹線道路の街路樹によって、町内に緑の回廊を形成します。
- ・季節の変化を感じることができる、地域に合った街路樹の植栽をすすめます。
- ・河川堤防の整備により、緑のネットワークを図ります。

【安全で安心して暮らせる緑（安全、安心）】

避難路になる道路の街路樹等の整備

- ・一時避難場所から避難施設へ移動するルートを確保するとともに、災害時の延焼防止や倒壊防止に役立つ街路樹を植樹します。
- ・住宅ではブロック塀から生垣への変更を促し、倒壊を防止し避難路の確保に努めます。

河川緑地の環境を保全

- ・美生川やピウカ川沿いの緑地は、火災時の延焼を防止する役割があるため、環境を保全します。

【町民と協働してはぐくむ緑（季節感、歴史風土）】

歩くことが楽しくなる道の整備

- ・季節ごとに歩きたくなる道や緑豊かで快適に歩ける道の整備をすすめます。
- ・歩道には、新緑や紅葉、季節の花や実が楽しめるような郷土の樹種を植栽します。
- ・芽室駅周辺は、芽室の玄関口として、芽室らしい緑や花による美しい緑化をすすめます。

みんなで「つなげる」緑の配置方針図

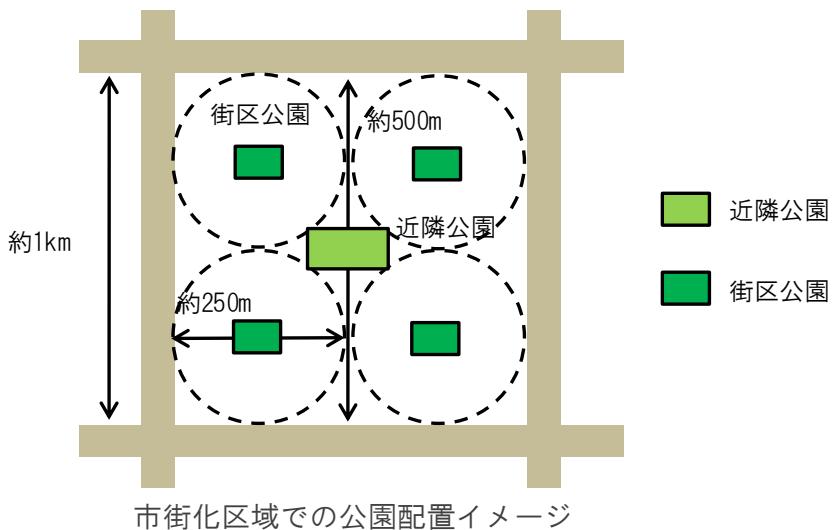


4 都市公園の整備方針

本町における都市公園の整備方針を以下のように設定します。

(1) 公園の整備方針

- ①日常的に遊びや交流ができるように、誰もが歩いて行ける身近な場所に公園を計画的に配置し、整備します。
- ②既存の公園は、町民のニーズを踏まえながら、子育て支援及び高齢社会等に対応した都市公園の配置・機能の再編をすすめます。なお、規模の小さな公園は防災上の機能もあることから、用地の確保に努めます。また、施設の定期点検、メンテナンス体制等を強化し長寿命化を図ります。



(2) 都市緑地、緩衝緑地、緑道の整備方針

- ①都市緑地は、自然的環境の保全や景観の向上を図るために保全・整備を図ります。
- ②緩衝緑地は、環境保全や景観形成のため、幹線道路沿いの工業団地の緑の創出と保全をすすめます。
- ③緑道は、整備構想や整備計画を策定し、計画的に整備をすすめます。
なお、既存の緑道については樹木の適正な維持管理に努めます。

(3) 町民との連携による公園の維持管理

- ①地域に密着した緑を守り育てるために、地域住民と連携した維持管理を推進します。



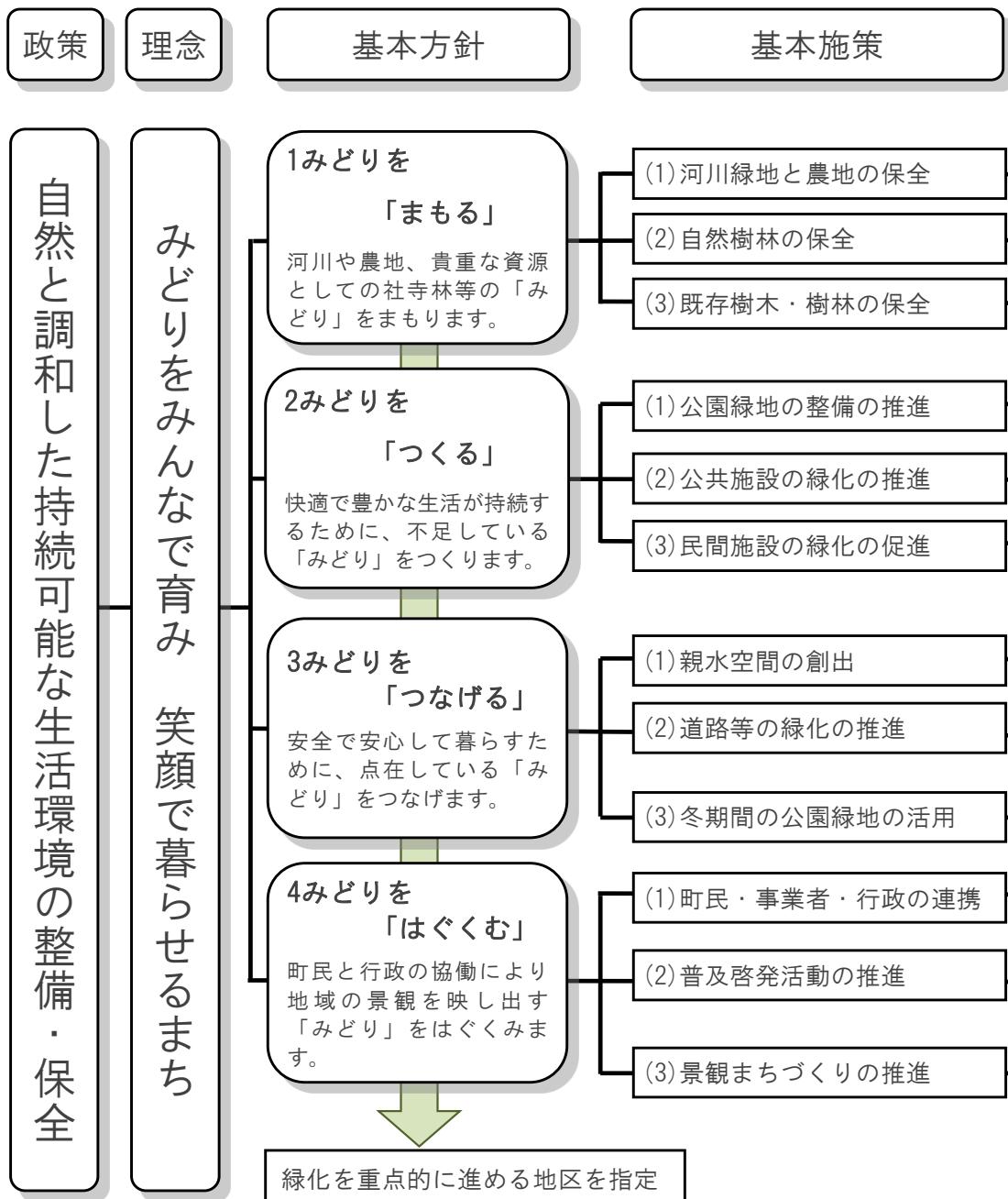
第5章

緑地の保全および緑化推進のための施策

第5章

緑地の保全および緑化推進のための施策

1 施策の展開



施策の方向性

①河川緑地の保全 ②農用地区域の維持

①貴重な歴史・文化遺産としての樹林等の保全 ②名木・古木等の指定の検討

①多様な生物の生息空間としての緑の保全 ②開発における緑の保全指導

①公園の整備 ②土地区画整理事業等による公園緑地の確保 ③茅室町都市公園ストック再編計画（仮）による既存公園の配置・機能の再編と長寿命化

①公共空間における緑地の確保と整備 ②公共施設の緑化 ③駅前広場の緑化

①商業地の緑化 ②工業地の緑化 ③住宅地の緑化

①美生川の河川敷利用 ②ピウカ川の環境保全

①国道沿道の緑化 ②幹線道路の緑化 ③親しみある道の整備 ④ポケットパークの確保

①冬期間の公園緑地の維持管理 ②冬期間の公園緑地の活用

①町民活動の推進 ②事業者の参加と支援 ③行政推進体制の確立 ④みどりのストック効果を高める都市公園等の活用

①各種メディアを活用した情報発信 ②官民連携によるみどりの活用 ③みどりの担い手の育成 ④教育機関との連携による普及啓発

①地域特有の景観の維持 ②歴史的景観の保全 ③農村景観の保全

町民の役割 : 緑のまちづくりへの積極的かつ主体的な参加

事業者の役割 : 敷地内緑化や地域と連携した緑化活動の推進

行政の役割 : 各種事業や施策の推進と町民・事業者への支援

1 みどりを「まもる」

本町の原風景である日高山脈の山並みを背景とした広大な農地と、それを取り巻く耕地防風林などの樹林地の減少を最小限にし、地域と一緒に良好な都市環境を維持していきます。特に現状でも少なくなっている樹林地は、緑の保全を積極的にすすめ、対策を強化していきます。

(1) 河川緑地と農地の保全

①河川緑地の保全

水と緑の軸となる十勝川や美生川等の川沿いを水と緑のネットワークと位置づけし、連続した緑の保全、生物多様性の確保に努めます。

②農用地区域の維持

今後の土地利用動向を勘案しながら、面的に広がる農用地区域を維持していきます。

(2) 自然林の保全

①貴重な歴史・文化遺産としての樹林等の保全

芽室公園のカシワの木など、本町特有の自然林は保全に努めます。

②名木・古木の指定の検討

芽室町の歴史的由緒あるものや、維持管理の必要性の高い名木・古木等について、緑の保全や緑化の推進に関する条例等の制定、町文化財への推薦を検討します。

(3) 既存樹木・樹林の保全

①多様な生物の生息空間としての緑の保全

市街地内にある公園や緑地にある樹木や社寺林は、鳥やリスなどの小動物が生息する空間となっていることから、保全に努めます。

②開発における緑の保全指導

開発行為等に際しては、事業者と行政が連携して緑地面積を確保するとともに、既存の樹林地、ランドマークとなる樹木・特色ある地形等をできるだけ保全します。

2 みどりを「つくる」

市街地内の緑をふやし、河川や道路の緑でつなぎ、町全体として面的に広がる緑をみんなでつくります。また、利用の面からも質の高い緑をみんなでつくっていきます。

(1) 公園緑地の整備の推進

①公園の整備

公園・緑地の整備にあたっては、安定性の確保や季節感など、質的な側面を重視した植栽とします。また、身近なレクリエーションの場として、使われ方に配慮した整備を図り、四季を感じさせ、周囲の自然等の立地特性を活かした公園整備を行います。

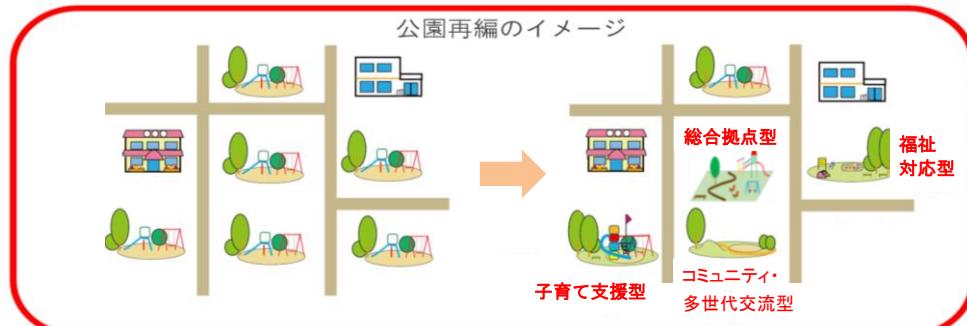
②土地区画整理事業等による公園緑地の確保

これまでの土地区画整理事業等では、計画的に公園が確保されてきていますが、これから面整備の際には最低限水準の整備面積にとどまらず、周辺地域を含めた緑地の状況も考慮して、公園の確保を図ります。

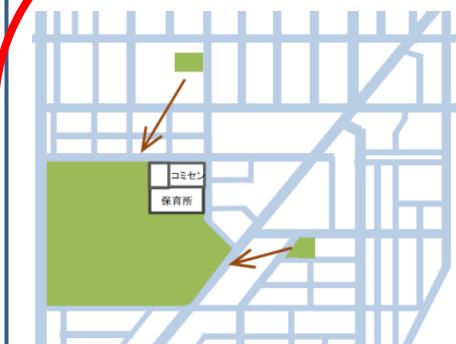
③茅室町都市公園ストック再編計画（仮）による既存公園の配置・機能の再編と長寿命化

都市公園の配置・機能の再編は画一的な公園整備ではなく、地区の特性に応じた「子育て支援」型、「高齢社会等に対応した福祉対応」型、「コミュニティ・多世代交流」型をコンセプトにした公園整備を図ります。

また、安全性確保のため、園内の遊戯・休憩・修景施設の定期点検、植栽基盤の整備、植栽管理、メンテナンス体制を強化し、既存公園の長寿命化を図ります。



都市公園集約のイメージ



※注：公園機能（遊具など）は集約を図りますが、各町内会指定緊急避難場所である公園は廃止しません。

それぞれの公園が持つ立地特性、近接する施設の状況及び地域の特性に応じて、機能集約を図る。

例）集約「元」となる公園

- ・地域の特性と利用の実態が一致していない公園
- ・施設の老朽化が著しい公園

例）集約「先」となる公園

- ・地域の拠点として活用できる公園
- ・公共施設などが隣接し、一体的な利用が可能となる公園

地区特性に応じた公園整備のイメージ

「子育て支援」型

- 幼稚園・小学校等、子育て住宅に隣接
→園庭との一体的利用
→総合学習等への利用 等



「高齢社会等に対応した福祉対応」型

- 福祉施設等、高齢者が集まりやすい場所に隣接
→散策路、休憩施設や健康遊具の充実
→季節感に配慮した植栽、花植え等



「コミュニティ・多世代交流」型

- 町内の集まりやすい場所、
多世代住宅に近接
→自由広場、町内会行事、イベント
→大型遊戯施設、多世代が使える健康増進施設、花壇や菜園 等



（2）公共施設の緑化の推進

①公共空間における緑地の確保と整備

低炭素社会の実現に向けて CO₂ の吸収量をあげるために、緑地の確保と整備に向けて、街路樹や公園の整備、民間による緑地整備のさきがけとなるように、公共空間の緑化への取り組みを推進します。

②公共施設の緑化

役場や公民館、学校などの施設は、まちの顔であり、町民の憩いの場となることから、シンボル的な緑化を図ります。また、コミュニティの拠点となる公共公益施設は、身近に触れることができる緑を創出し、施設の道路に面した部分や駐車場、入口部等、わずかなスペースでも緑視効果の高い緑を取り入れ、緑豊かなまちなみを形成していきます。

③駅前広場の緑化

駅前広場は、通勤・通学等日常的に利用される空間であることから、人々に潤いとやすらぎを与えるような緑豊かな空間を形成します。

（3）民間施設の緑化の推進

①商業地の緑化

茅室駅周辺は、複合商業施設や商店が立ち並ぶ地域であり、まちの玄関口としての役割を果たしています。このようなまちの中心部をいきいきとした緑豊かな空間としていくため、道路等の公共施設だけではなく、事業者との連携協力のもと、商業施設の緑化などを促します。

また、訪れた人々が、楽しさやにぎわいを感じ、親しみのもてるような周辺環境と調和する彩り豊かなみどりの配置を事業者と連携しながら促進します。

②工業地の緑化

工業地は、緩衝緑地として、工場敷地内の緑化や無機質な構造物を隠して、道路からの景観の向上を図るため、幹線道路沿いの緑化を促進します。

また、茅室東工業団地については「茅室町茅室東工業団地地区緑化推進要領」に基づき樹木の保全と緑地帯を確保するとともに、緑視率の向上のため事業所周辺の緑化を推進します。

③住宅地の緑化

市街地の中でも多くを占める住宅地は、地域の特性を生かした豊かな生活環境を形成していくために、各家庭での緑化を推奨していきます。

また、町民による緑化活動を推進するために、地区計画、緑地協定、建築協定、まちづくり協定等の計画づくりの支援を行い、町民相互のルールづくりをすすめます。

3 みどりを「つなげる」

まもり、ふやした緑を、河川や道路などの緑でつなぎながら、町内全域を有機的に結びつけるため、みんなで緑をつなげていきます。

(1) 親水空間の創出

①美生川の河川敷利用

美生川は、市街地のほぼ中心部を流れる身近な川ですが、コンクリート護岸で河川に近づきにくい構造となっています。パークゴルフ場として一部は活用されているが、今後は遊歩道などの整備を検討し、今後は自然を生かした親水性の高い活用を検討します。

②ピウカ川の環境保全

市街地の西側を流れるピウカ川は、河川沿いにピウカ公園やピウカ緑地が配置され、町民に親しまれている河川です。嵐山からの自然が市街地に続いているため、この自然を連続して市街地に取り込むために、河川環境を保全し、親水性の高い空間創出に向けた取り組みをすすめます。

(2) 道路等の緑化の推進

①国道沿道の緑化

国道38号線沿いの緑に連続性がないため、国道を通過する車両に対する景観向上のため、国道沿道の緑化をすすめていきます。

②幹線道路の緑化

町内の幹線道路は、連続した街路樹の整備等、道路の緑化をすすめます。緑のつながりとなる道路の植樹は、現在の樹種を基本としながら、地域との連携をすすめ、樹種を選定します。

なお、避難路としての機能を果たす道路の植樹は、できるだけ高木を保全・育成するように努めます。

③親しみある道路の整備

緑道やコミュニティ道路、花と緑の散歩道等の整備を推進し、歩行者空間としての親しみのある道を整備します。

④ポケットパークの確保

ポケットパークの整備を検討し、憩いの場の確保に努めます。

また、まとまった公園用地を確保することが困難な地域では、点在する緑化可能空間を、市民と連携しながら積極的に確保していきます。

（3）冬期間の公園緑地の活用

①冬期間の公園緑地の維持管理

避難場所として指定されている公園緑地は、冬期間に災害が発生した場合、積雪によって使用できない状況のため、冬期間発生する災害に対する備えとしての維持管理を推進します。

②冬期間の公園緑地の活用

長い冬場に活用できない公園が多く、屋外の子どもたちの遊び場を確保する必要があります。このため、除雪などの維持管理の問題を含めて、冬場も使える公園の活用をすすめます。

4 みどりを「はぐくむ」

町民一人ひとりが緑や花に关心を持ち、身近な緑や水辺の環境を守り育て、緑や花のある暮らしを楽しめるように、さまざまな緑の普及啓発を展開します。

町民の発意にもとづき、町民による参加・運営を啓発し、町が町民を支援しながら、また事業者は、地域貢献活動の一環として、地域と連携した緑化活動を行い、みんなで緑をはぐくんでいきます。

(1) 町民・事業者・行政の連携

①町民活動の推進

町内で活動する町民団体やNPO等の緑化活動グループについて、情報交換や交流の機会等、グループ間の連携と交流を支援していきます。

②事業者の参加と支援

事業者は、環境保全に対する社会的責任を認識し、町民の一人として、地域の緑化活動の開催や参加、支援等を促進します。

③行政推進体制の確立

町民や事業者の緑と花づくり活動がしやすいしくみづくりや支援施策を推進するため、緑や花に関する施策を担当する部署間で現時点での課題や今後の方策といった情報を共有し、連携体制の確立に向けた検討を行います。

④みどりのストック効果を高める都市公園等の活用

都市における「みどり」は環境、防災、レクリエーション、景観等に寄与するさまざまな機能を有しています。

これらの多面的な効果を見つめなおし、都市公園等の「みどり」を単に遊戯やレクリエーションの場としてとらえるのではなく、地域住民のコミュニティ活動や歴史・文化の継承拠点づくりや子育て、福祉への利活用を検討します。

ストック効果

社会资本が機能することで継続的に中長期にわたり得られる効果。
都市公園をはじめとする緑のストック効果として、具体的には「防災性向上」「環境維持・改善効果」「景観形成効果」「観光振興効果」などが挙げられる。

(2) 普及啓発活動の推進

①各種メディアを活用した情報発信

ホームページや広報誌を活用するなど、町内の公園案内や利用方法・各種制度等に関する情報発信を推進します。

また、四季折々に開花する草花の情報をリアルタイムで提供するなど、町民団体やNPO等による緑に関する情報発信を推進します。

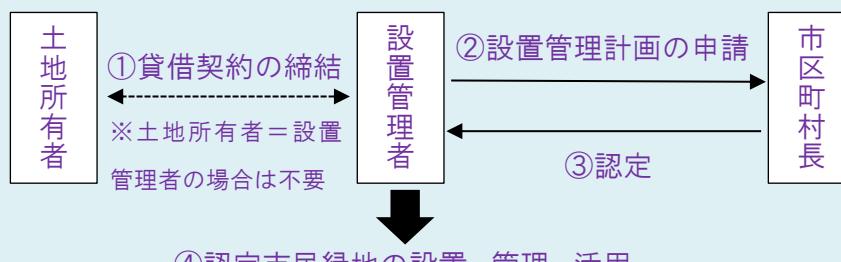
シティプロモーション、町内観光の振興を目的とした公園ガイドブック、町内散歩道ガイドブック等については、より効果的な情報発信の手段について検討します。

②官民連携によるみどりの活用

都市緑地法等の改正により「市民緑地設置管理計画の認定制度」や「Park-PFI」等が創設され、民間がより主体的に公園の管理や運営に参画することが可能となったことから、「みどり」の質の向上や管理費用の低減に向けたこれら諸制度の活用について検討します。

市民緑地設置管理計画の認定制度とは…

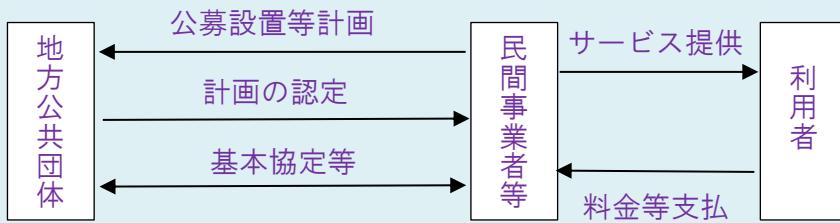
空き地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受け、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。



認定を受けることにより、固定資産税・都市計画税の減税措置を受けられるほか、植栽やベンチといった施設整備に対する補助金を活用することができます。

Park-PFI制度とは…

飲食店・売店等の公募対象公園施設の管理と、その周辺の園路・広場等の特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。



これにより民間事業者が公園内にカフェやレストラン、売店などを設置し、その収益を公園整備にあてるすることができます。

③みどりの担い手の育成

町民を対象とした環境学習の機会の充実を図ります。

フラワーマスター認定者制度等を活用し、花の育成管理の知識や技術、まちなみ景観に配慮した花の使い方等、緑と花によるまちづくりをすすめ、担い手や緑化推進団体の育成を推進します。

④教育機関との連携による普及啓発の推進

芽室町の豊かな自然環境を未来の子どもたちに引き継いでいくため、学校をはじめとする教育機関との連携により、学習・交流活動のための場の充実や効果的な情報提供の方法について検討します。

(3) 景観まちづくりの推進

①地域特有の景観の維持

ふれあいのまちボランティア事業（北海道の事業）やフラワータウン事業（芽室町市街地町内会連合会）による歩道の花植によって道路空間に彩りを与えていた地域特有の景観は、今後も継続して形成します。

②歴史的景観の保全

芽室公園のカシワの木はもとより、芽室神社などの社寺林は、昔からある樹木が多く、建築物とともに貴重な歴史的な景観を形成しているため、今後も保全します。

③農村景観の保全

市街地周辺の耕地防風林や農家住宅周辺の樹木は、十勝全体で特徴的な農村景観のため、今後も保全します。

5 緑化重点地区の指定

本計画の基本方針「みどりをみんなでまもり、つくり、つなげ、はぐくむ」に基づき、緑化重点地区を指定し、指定された地区については、具体的な計画を策定し、町民参加を主体とした緑化施策を展開していきます。

2 町民・事業者・行政の役割

緑の基本計画の実現に向けて、町民（町民活動団体・NPOなど）、事業者、行政の各主体は、それぞれの役割を理解し、緑の将来像の実現に向けて、積極的に「みどりをまもり、つくり、つなげて、はぐくむこと」に取り組んでいくことが必要です。

（1）町民（町民活動団体・NPOなど）に期待される役割

緑豊かなまちづくりをすすめていくためには、本町の大半を占める民地空間の緑の保全やさらなる緑化が必要となります。

そのためには、住んでいる地区の緑化活動等に積極的に参加したり緑に関する講習会へ参加するなど、緑づくり活動への積極的な参加や緑の大切さへの理解を深めることが必要であり、町民一人ひとりが身近な緑を育むことが求められています。

（2）事業者に期待される役割

工場や事業所等において、環境保全に対する社会的責任を認識し、周辺環境に配慮した敷地内や周辺の緑化に積極的に取り組むこととともに、建築物のデザインの配慮も必要となります。

また、地域貢献活動の一環として、地域と連携した緑化活動の開催や参加、町民への支援等、地域住民との協働による緑のまちづくりに関わっていくことが求められています。

(3) 行政に期待される役割

町民（町民活動団体・NPOなど）、事業者から、緑の保全、緑化活動への理解と協力が得られるよう、普及啓発活動をすすめるとともに、各主体の主体的な緑の保全、創出活動に対して、積極的な支援を行います。

なお、公共施設の整備にあたっては、地域の自然環境、市街地環境に調和し、利用者のニーズに応じた整備と緑化をすすめます。

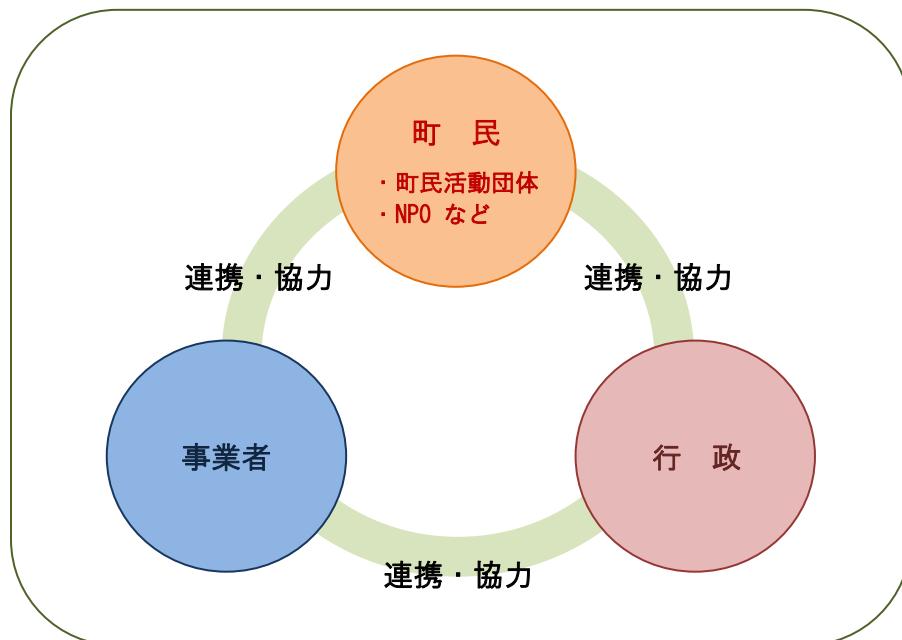


図 町民・事業者・行政の役割イメージ



第6章

綠化重点地区

第 6 章 緑化重点地区

1 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、都市緑地法に基づき設定する地域地区以外の区域であつて、重点的に緑化の推進に配慮する地区として設定しました。

緑化重点地区については、重点的に緑地の保全や緑化を推進することで、本計画が目指す基本理念や基本方針を達成するモデル地区となることができ、町全体の緑化意識の高まり等の波及効果を目指していくものです。

(1) 地区設定の要件

本計画は、第1章の計画の背景と目的で明らかにしているように、本町の良好な環境保全や景観形成に資する他、健康づくりやレクリエーション機能を有し、強いては、防災機能においても重要な役割を果たす都市の緑を保全し、緑化を推進することが重要となっています。

このため、緑化重点地区については、以下の設定条件により設定します。

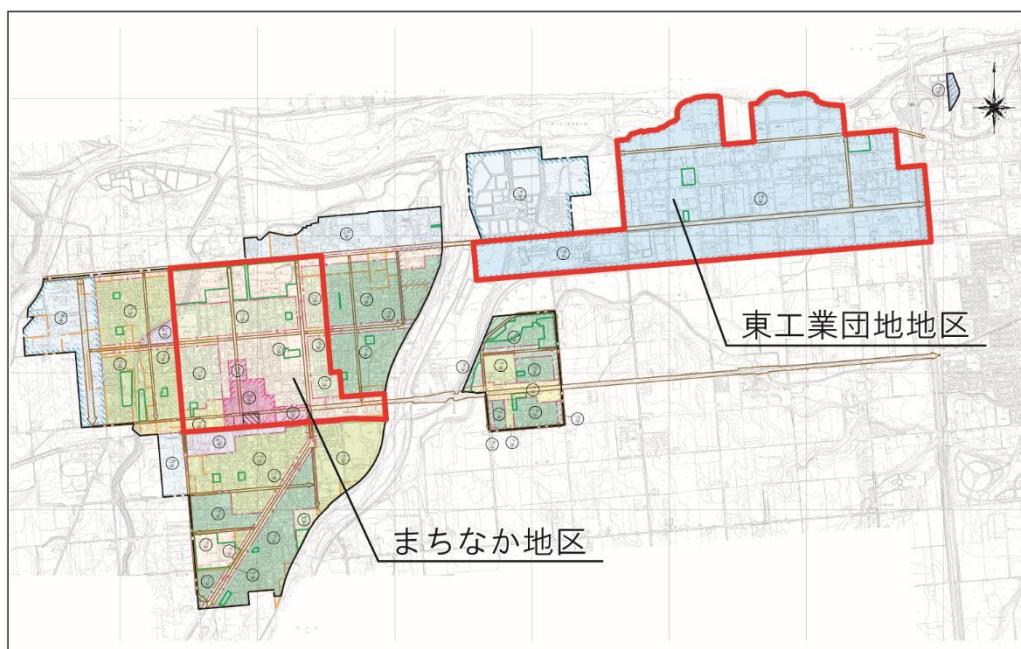
設定条件

- ① 貴重な緑を保全する地区
- ② 駅前等の都市の顔となる地区
- ③ 緑の少ない地区
- ④ 身近な公園が少ない地区
- ⑤ 景観に配慮した緑が必要な地区

(2) 地区の設定

設定要件に基づき、緑化重点地区を次の2つの地区に設定します。

地区名	設定要件
まちなか地区	①、②、③、④、⑤
東工業団地地区	①、③、⑤



2 地区ごとの整備方針

(1) まちなか地区

①地区の課題

- ア 芽室公園のカシワの木は、芽室町のシンボルとして維持保全する必要があります。
- イ 古くから残っている社寺林は、貴重な歴史的景観として守る必要があります。
- ウ 緑被率調査の結果からも駅周辺の緑が少なく、緑化することで多様な生物の生息空間をつなげ、環境にも配慮した緑を増やしていく必要があります。

- エ 本通の街路樹が育っており、自然な樹形が良好な景観を形成しているため、現在の状態を維持していく必要があります。
- オ 子育て世代 身近な公園が少ないため、既存の小公園の再整備と新たな公園整備の必要があります。
- カ 空き地を利用したポケットパークや花などによる緑化により、まちなかに彩りを与え、イメージアップを図る景観を形成する必要があります。
- キ 枯渴している街路樹は、植え替えを行い、歩行者に対して安全性を確保する必要があります。

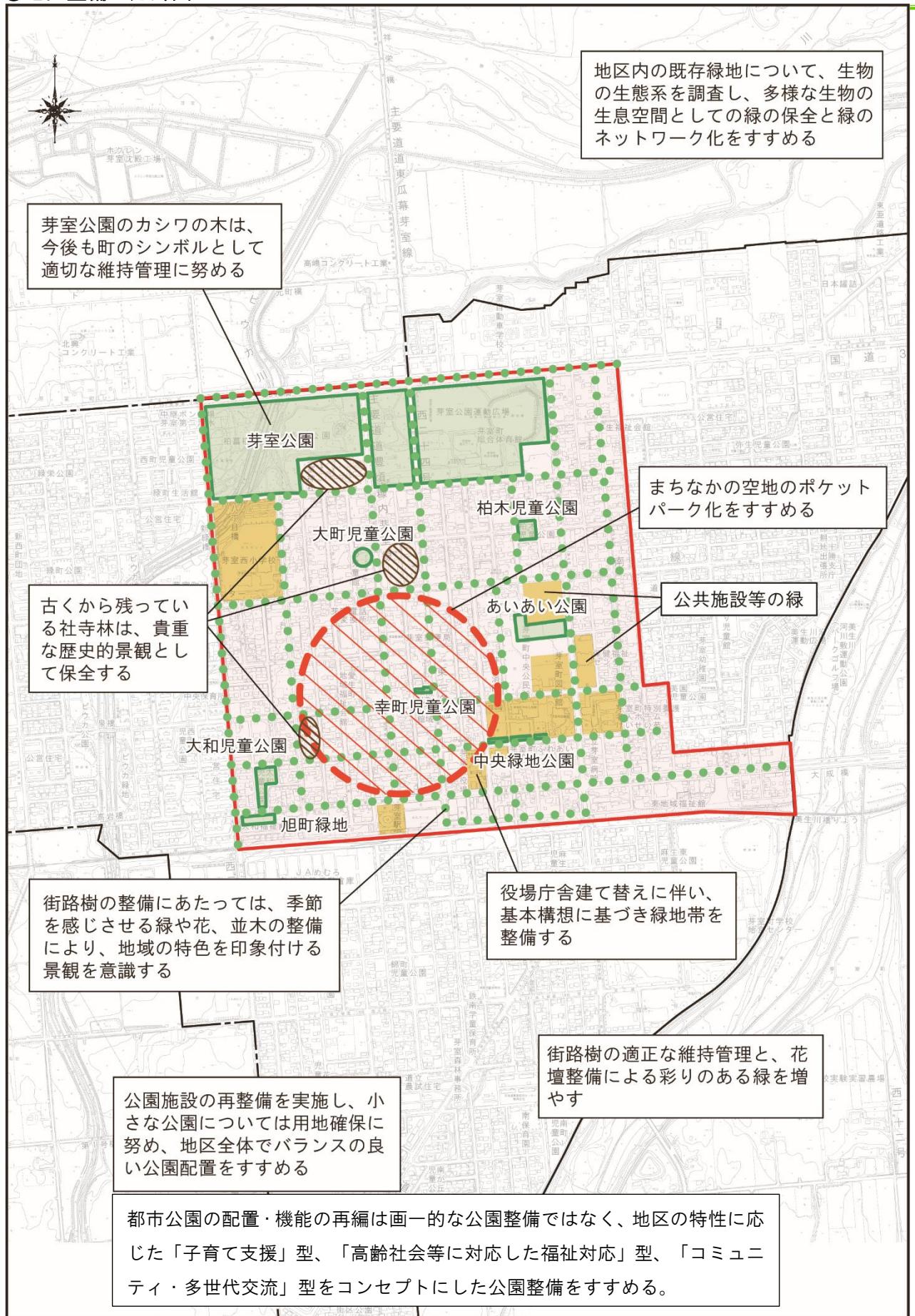
②地区整備の方針

本地区は、町の顔となる地区として、駅周辺から国道38号までにつながる緑のネットワークを充実し、景観に配慮した潤いのある商業地、住宅地の形成を目指します。

③具体的な地区整備の方向性

- ア 芽室公園のカシワの木は、今後も町のシンボルとして適切な維持管理に努めます。
- イ 古くから残っている社寺林は、貴重な歴史的景観として保全します。
- ウ まちなかの空地のポケットパーク化をすすめます。
- エ 街路樹の適正な維持管理と、花壇整備による彩りのある緑を増やしていきます。
- オ 街路樹の整備にあたっては、季節を感じさせる緑や花、並木の整備により、地域の特色を印象付ける景観を意識します。
- カ 地区内の既存緑地について、生物の生態系を調査し、多様な生物の生息空間としての緑の保全と緑のネットワーク化をすすめます。
- キ 公園施設の再整備を実施し、小さな公園については用地確保に努め、地区全体でバランスの良い公園配置をすすめていきます。
- ク 都市公園の配置・機能の再編は画一的な公園整備ではなく、地区的特性に応じた「子育て支援」型、「高齢社会等に対応した福祉対応」型、「コミュニティ・多世代交流」型をコンセプトにした公園整備をすすめていきます。

④地区整備の方針図



(2) 東工業団地地区

①地区の課題

- ア 十勝川沿いの斜面緑地は、多様な生物の生息空間や環境形成に有効な機能を持っているため、保全する必要がある。
- イ 事業地の建物周りや駐車場の緑化など、環境に配慮するため、民間空間の沿道緑化をすすめる必要がある。
- ウ 公園施設の維持保全が必要である。
- エ 国道 38 号沿線の緑化をすすめ、沿道景観を向上させる必要がある。
- オ 幹線道路の緑化をすすめ、環境や景観に配慮した工業団地とする必要がある。

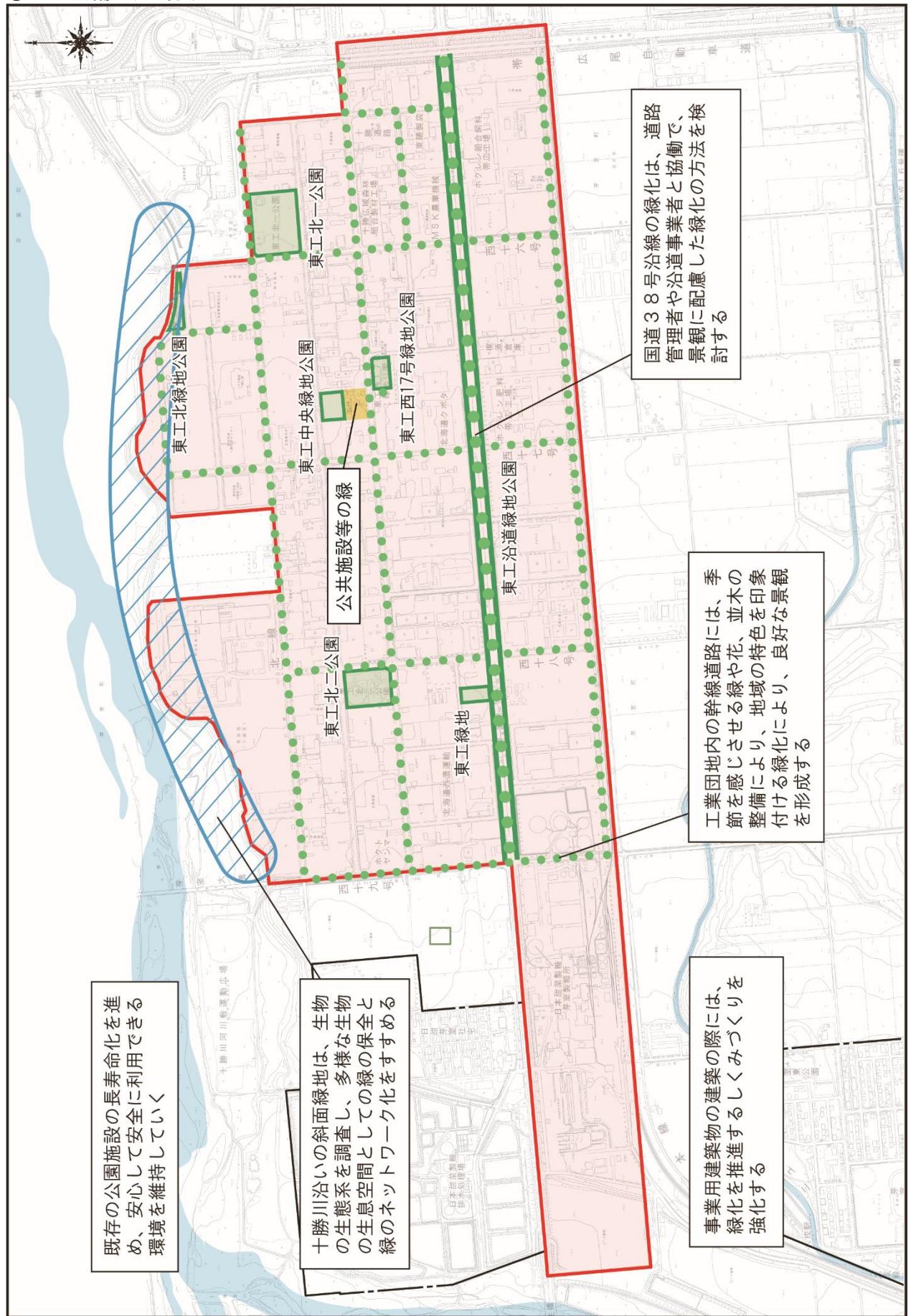
②地区整備の方針

本地区は、農業を基幹産業とする町の産業活動の拠点として、省エネエネルギー化に取り組むとともに、CO₂を吸収し温暖化防止に貢献する緑化と良好な景観形成のための緑化により、質の高い工業地空間の創出を目指します。

③地区整備の方向性

- ア 十勝川沿いの斜面緑地は、生物の生態系を調査し、多様な生物の生息空間としての緑の保全と緑のネットワーク化をすすめます。
- イ 事業用建築物の建築の際には、緑化を推進するしくみづくりを強化します。
- ウ 既存の公園施設の長寿命化をすすめ、安全で安心して利用できる環境を維持していきます。
- エ 国道 38 号沿線の緑化は、道路管理者や沿道事業者と協働で、景観に配慮した緑化の方法を検討します。
- オ 工業団地内の幹線道路には、季節を感じさせる緑や花、並木の整備により、地域の特色を印象付ける緑化により、良好な景観を形成します。

④地区整備の方針図





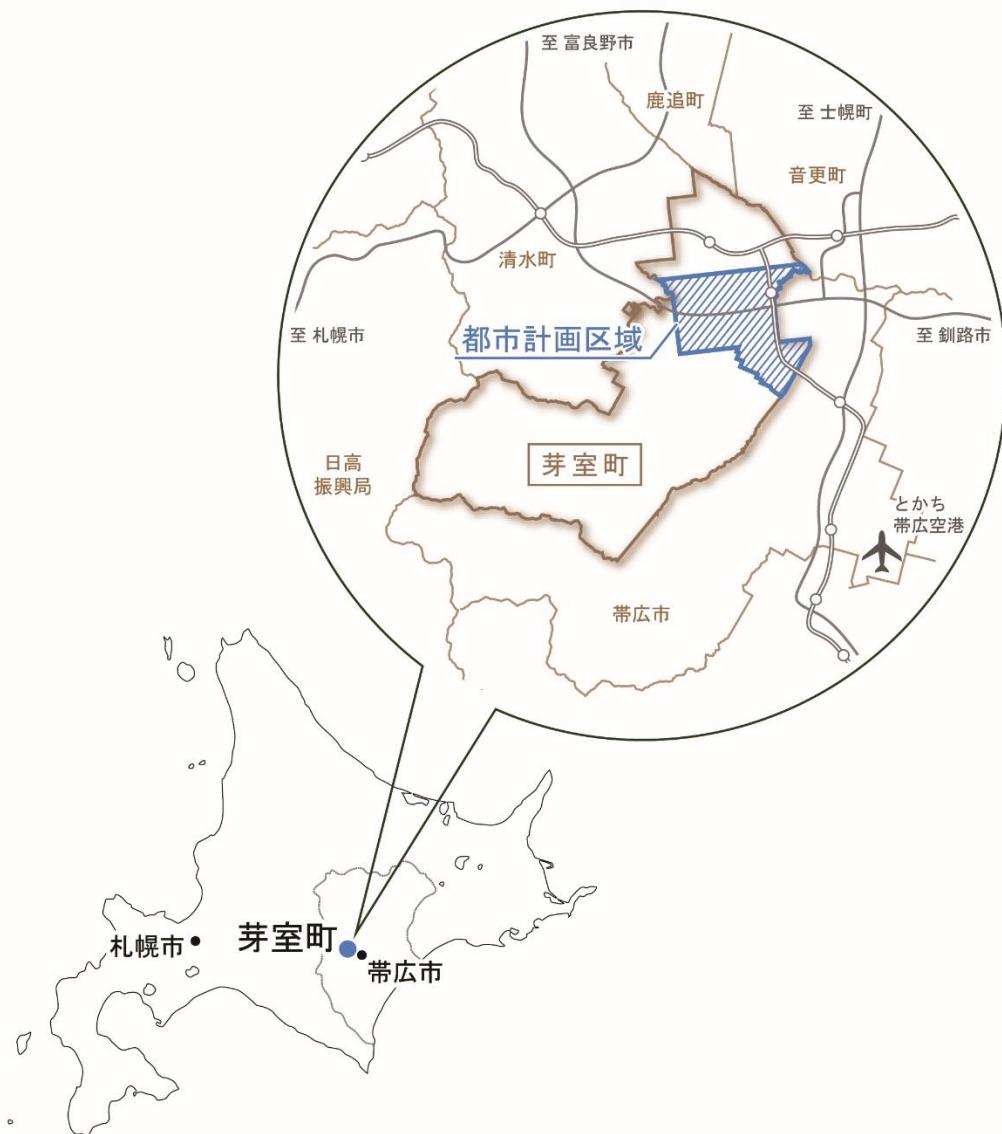
資料

資料 1 芽室町の概要

1 芽室町の位置

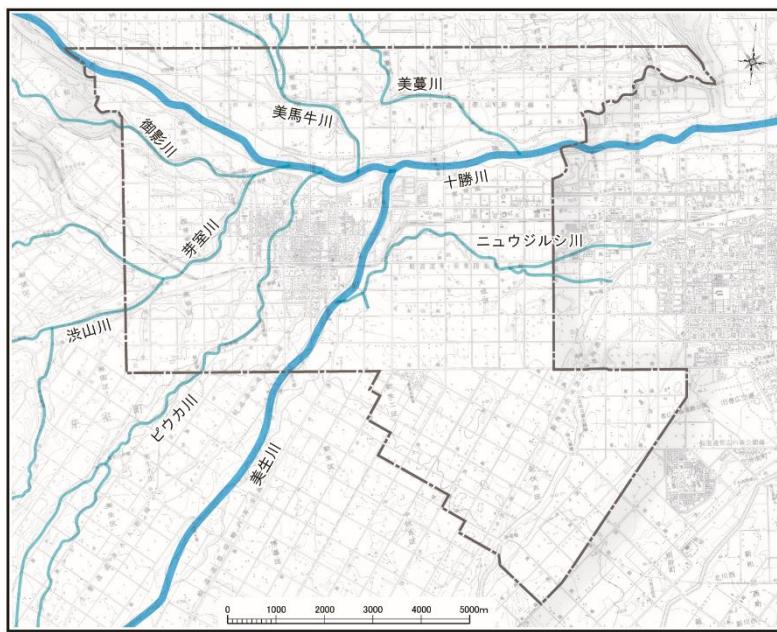
芽室町は、北緯42度43分10秒～43度01分56秒、東経142度43分13秒～143度09分06秒に位置しており、南北に35.4km東西に22.6km、面積513.76km²の広がりを有しています。

また、十勝の中央に位置している本町は、南東は帯広市、北は清水町・音更町・鹿追町、西は日高町に隣接しています。



2 水系

水系は、いずれも十勝川水系で構成され、市街地は十勝川・美生川・芽室川により囲まれており、北側を十勝川が東西に、中央を美生川が南北に流れ都市の骨格を形成しています。



3 気象特性

芽室町は、内陸性気候で最高気温 34. 3°C、最低気温−26. 2°Cと夏冬の寒暖の差が大きく、冬は晴天の日が多いことから雪が少なく寒さが厳しいため、土壤凍結が1mにも及ぶところがあります。

平成 30（2018）年の気象状況は年平均 6. 0°C、年間の総降水量は 1109. 5mm、年間日照時間は 1946. 0 時間となっています。

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量 (mm)	41. 5	25. 0	156. 0	49. 5	112. 0	114. 0	161. 0	199. 5	62. 0	137. 0	30. 5	21. 5
最高気温 (°C)	5. 6	-0. 1	16. 5	26. 3	26. 7	33. 3	34. 3	33. 4	30. 2	22. 4	19. 7	10. 5
最低気温 (°C)	-26. 2	-25. 6	-17. 4	-2. 7	0. 5	3. 4	9. 0	6. 0	4. 5	-1. 5	-9. 6	-18. 1
平均気温 (°C)	-8. 2	-9. 0	-0. 7	6. 6	12. 2	14. 7	18. 9	18. 6	15. 9	10. 1	3. 6	-4. 1
平均風速 (m/s)	1. 7	1. 8	2. 2	2. 3	1. 8	1. 5	1. 3	1. 4	1. 4	1. 4	1. 8	2. 3
日照時間 (h)	172. 7	180. 2	204. 0	210. 6	191. 9	130. 7	78. 3	112. 1	158. 4	162. 4	165. 6	179. 1

4 人口の推移

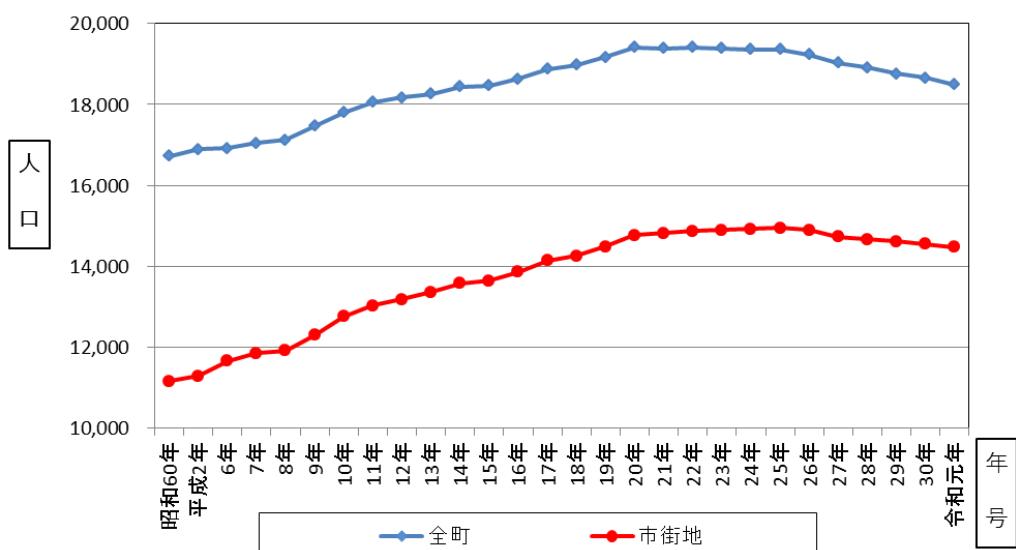
芽室町の人口は、平成 20 年までは伸び率は低いものの、確実に増加していました。

市街地では、平成 26 年に初めて減少していますが、市街地人口の占める割合は、引き続き増加傾向が続いています。

	全町			市街地			市街地割合	
	世帯数	人口	伸び率	世帯数	人口	1世帯当人口	世帯数	人口
	世帯	人	%	世帯	人	人	%	%
昭和60年	4,939	16,731	-	3,665	11,166	3.0	74.2	66.7
平成2年	5,071	16,898	1.00	3,851	11,294	2.9	75.9	66.8
6年	5,364	16,923	0.15	4,164	11,660	2.8	77.6	68.9
7年	5,483	17,041	0.70	4,293	11,861	2.8	78.3	69.6
8年	5,595	17,124	0.49	4,386	11,918	2.7	78.4	69.6
9年	5,799	17,470	2.02	4,584	12,306	2.7	79.0	70.4
10年	5,980	17,805	1.92	4,795	12,758	2.7	80.2	71.7
11年	6,176	18,054	1.40	4,978	13,028	2.6	80.6	72.2
12年	6,286	18,174	0.66	5,092	13,189	2.6	81.0	72.6
13年	6,407	18,265	0.50	5,219	13,365	2.6	81.5	73.2
14年	6,557	18,437	0.94	5,354	13,580	2.5	81.7	73.7
15年	6,622	18,466	0.16	5,428	13,646	2.5	82.0	73.9
16年	6,747	18,634	0.91	5,555	13,858	2.5	82.3	74.4
17年	6,900	18,879	1.31	5,709	14,149	2.5	82.7	74.9
18年	7,065	18,984	0.56	5,840	14,265	2.4	82.7	75.1
19年	7,202	19,172	0.99	5,967	14,488	2.4	82.9	75.6
20年	7,374	19,407	1.23	6,137	14,766	2.4	83.2	76.1
21年	7,454	19,392	-0.08	6,212	14,826	2.4	83.3	76.5
22年	7,568	19,408	0.08	6,301	14,873	2.4	83.3	76.6
23年	7,644	19,381	-0.14	6,376	14,896	2.3	83.4	76.9
24年	7,714	19,361	-0.10	6,440	14,926	2.3	83.5	77.1
25年	7,792	19,356	-0.03	6,521	14,954	2.3	83.7	77.3
26年	7,830	19,232	-0.64	6,554	14,892	2.3	83.7	77.4
27年	7,801	19,026	-1.07	6,525	14,736	2.3	83.6	77.5
28年	7,870	18,912	-0.60	6,608	14,671	2.2	84.0	77.6
29年	7,893	18,760	-0.80	6,643	14,619	2.2	84.2	77.9
30年	7,944	18,661	-0.53	6,688	14,553	2.2	84.2	78.0
令和元年	7,963	18,496	-0.88	6,707	14,474	2.2	84.2	78.3

注：昭和60年は国勢調査、その他は9月末現在の住民基本台帳による。

- 人口の推移 -



資料 2 芽室町の緑の現状

1 緑被率調査

緑被率とは、上空から見た緑の割合のことで、樹木や草地などの植物の緑でおおわれた面積の、ある一定区域の面積に対する割合を示しています。緑の数量を平面的に捉える目安の数字として用いられます。芽室町の計画で用いた緑被率は、航空写真から樹木、草地の面積を判断し、算出しています。

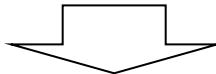
当初計画策定時の平成13年に調査した結果から比較すると、都市計画区域では伸びていますが、市街化区域では工業地における土地利用がすすんだ影響から低下の傾向がみられます。

①都市計画区域

平成13年	全 域	緑被地			農地等	その他
			樹木	草地		
面積 (ha)	8,200	1,279	772	507	4,551	2,370
比率 (%)	100.0	15.6	9.4	6.2	55.5	28.9



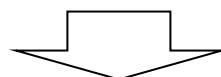
平成24年	全 域	緑被地			農地等	その他
			樹木	草地		
面積 (ha)	8,200	1,699	1,183	516	4,678	1,823
比率 (%)	100.0	20.7	14.4	6.3	57.0	22.2



令和元年	全 域	緑被地			農地等	その他
			樹木	草地		
面積 (ha)	8,200	1,771	1,255	516	4,724	1,705
比率 (%)	100.0	21.6	15.3	6.3	57.6	20.8

②市街化区域

平成13年	全 域	緑被地			農地等	その他
			樹木	草地		
面積 (ha)	803	124	46	78	48	631
比率 (%)	100.0	15.4	5.7	9.7	6.0	78.6



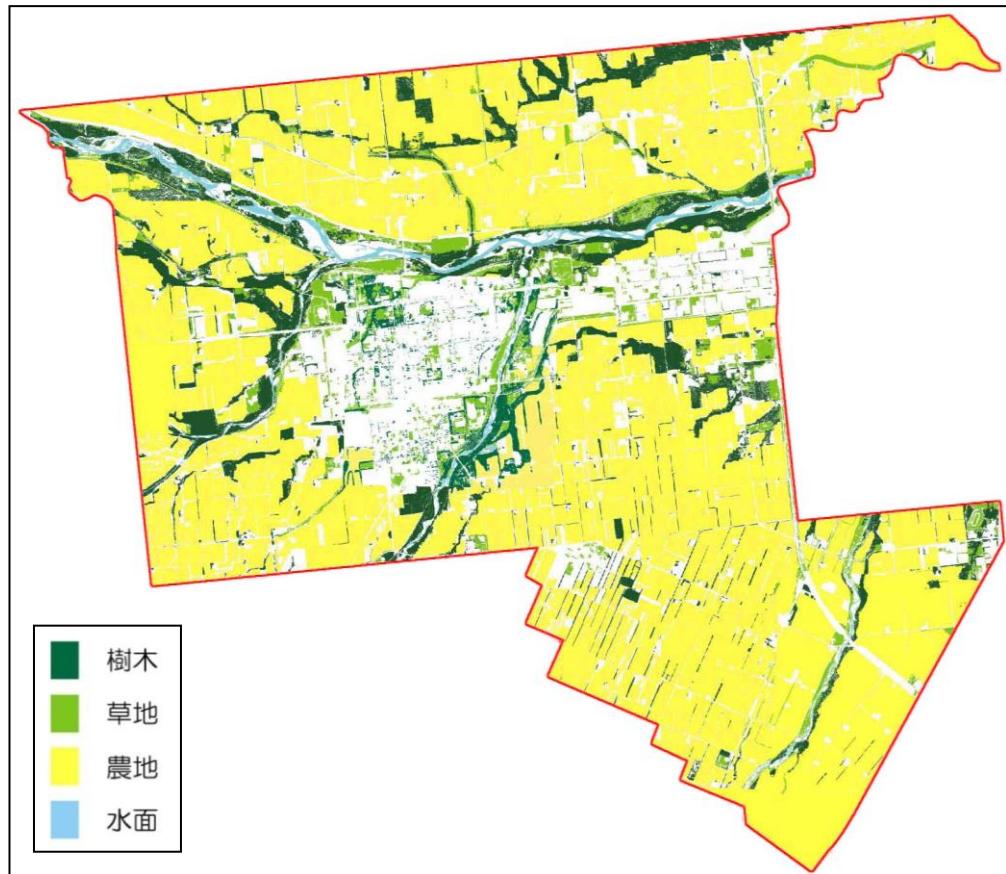
平成24年	全 域	緑被地			農地等	その他
			樹木	草地		
面積 (ha)	829	162	66	96	11	656
比率 (%)	100.0	19.5	8.0	11.6	1.3	79.1



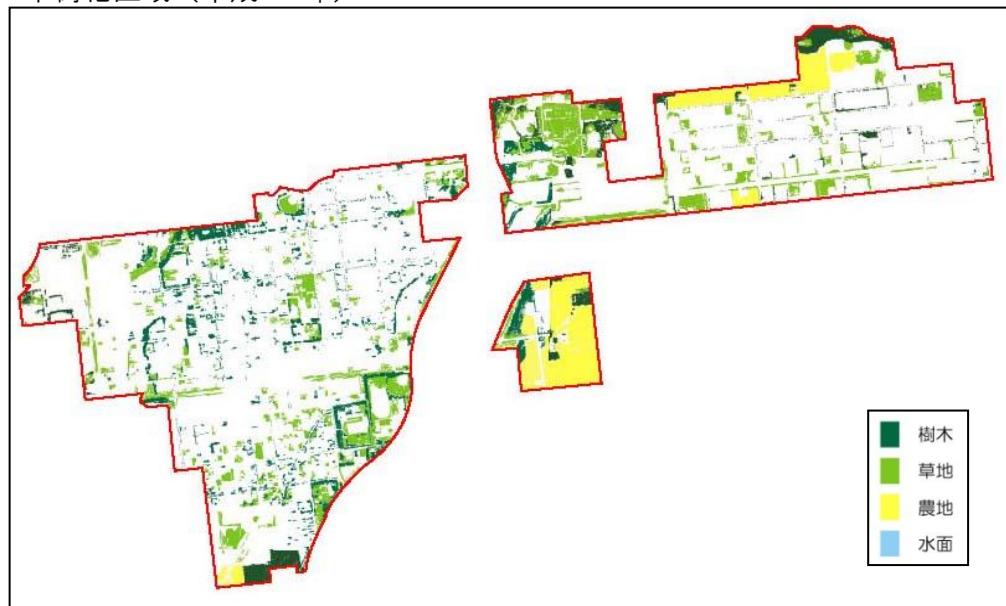
令和元年	全 域	緑被地			農地等	その他
			樹木	草地		
面積 (ha)	829	151	66	85	11	667
比率 (%)	100.0	18.2	8.0	10.3	1.3	80.5

※H13年当時の緑被状況

都市計画区域（平成13年）

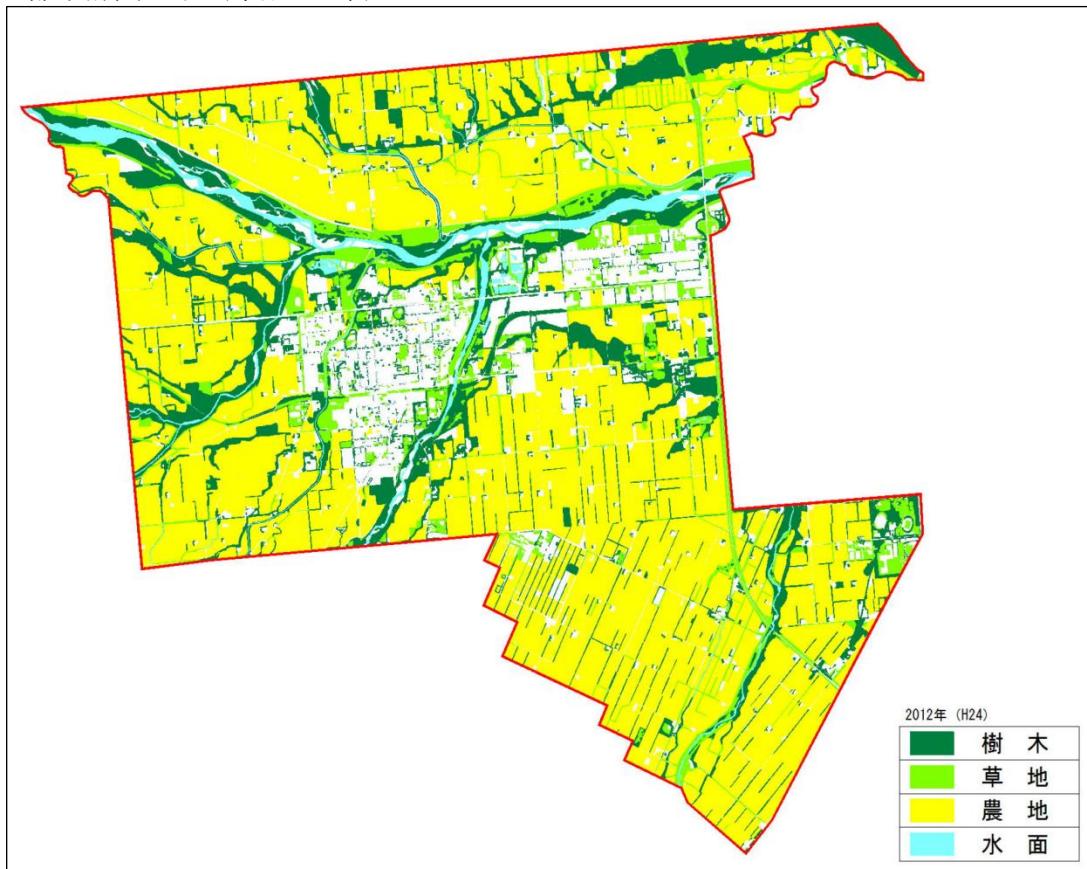


市街化区域（平成13年）

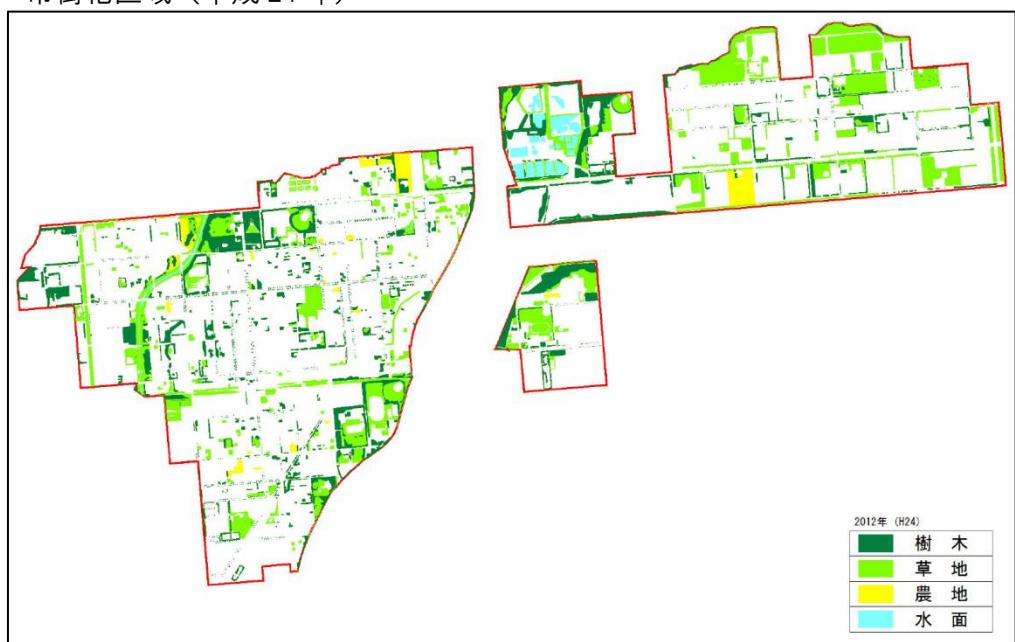


※H24 年の緑被状況

都市計画区域（平成 24 年）

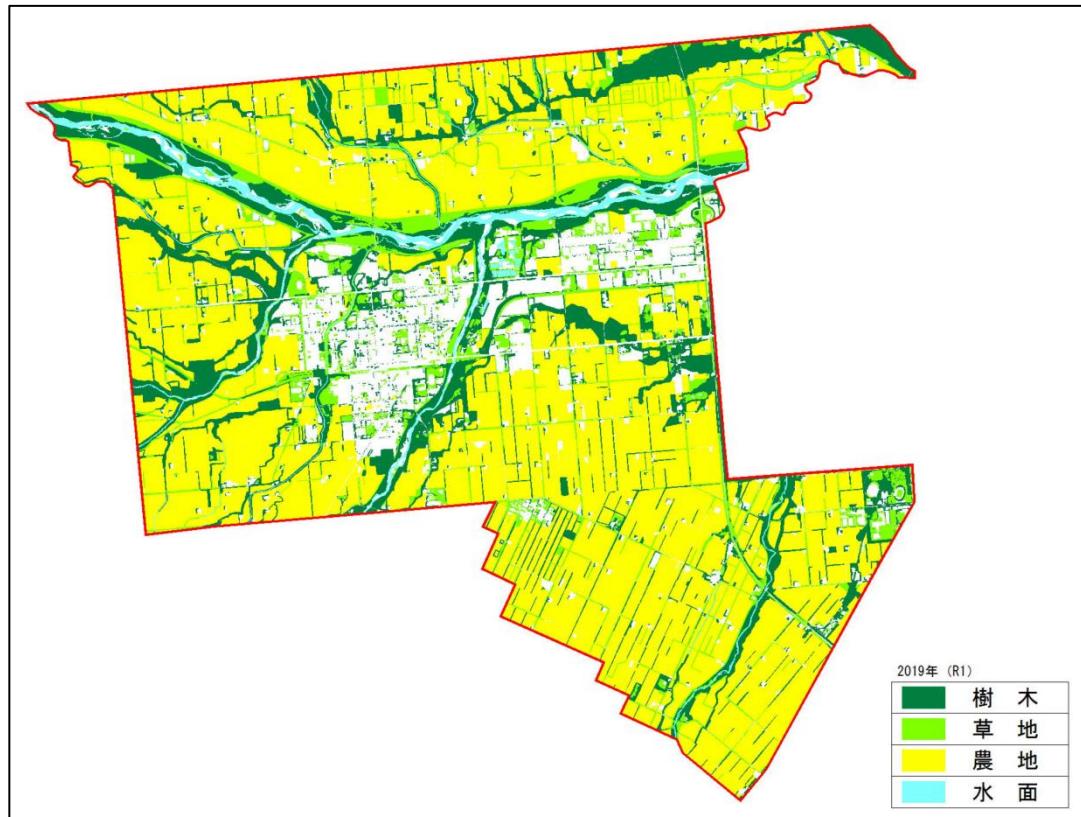


市街化区域（平成 24 年）

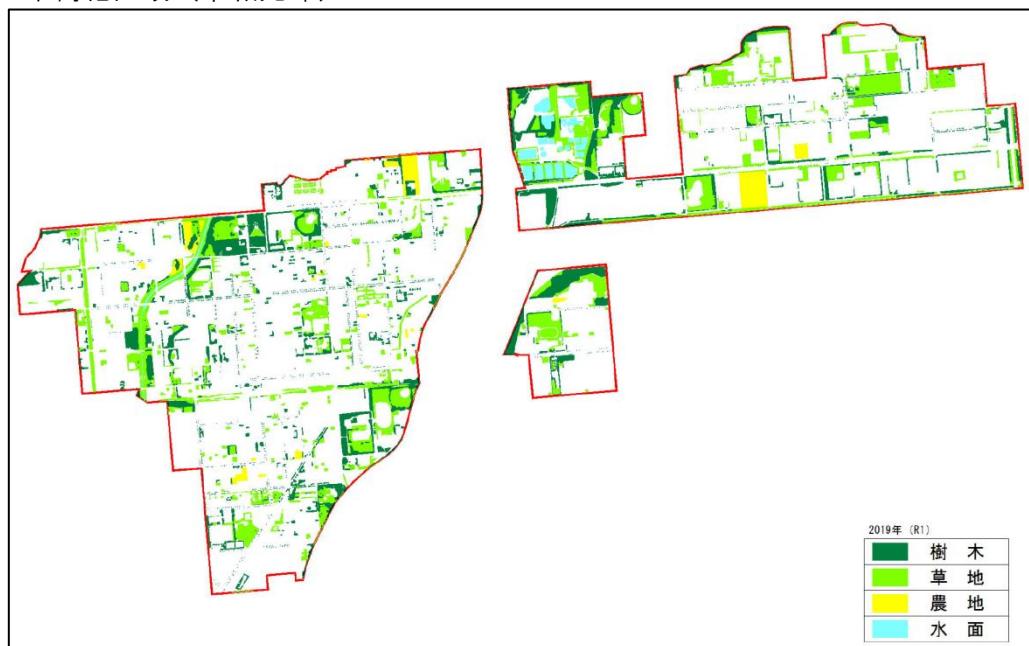


※R1 年の緑被状況

都市計画区域（令和元年）



市街化区域（令和元年）

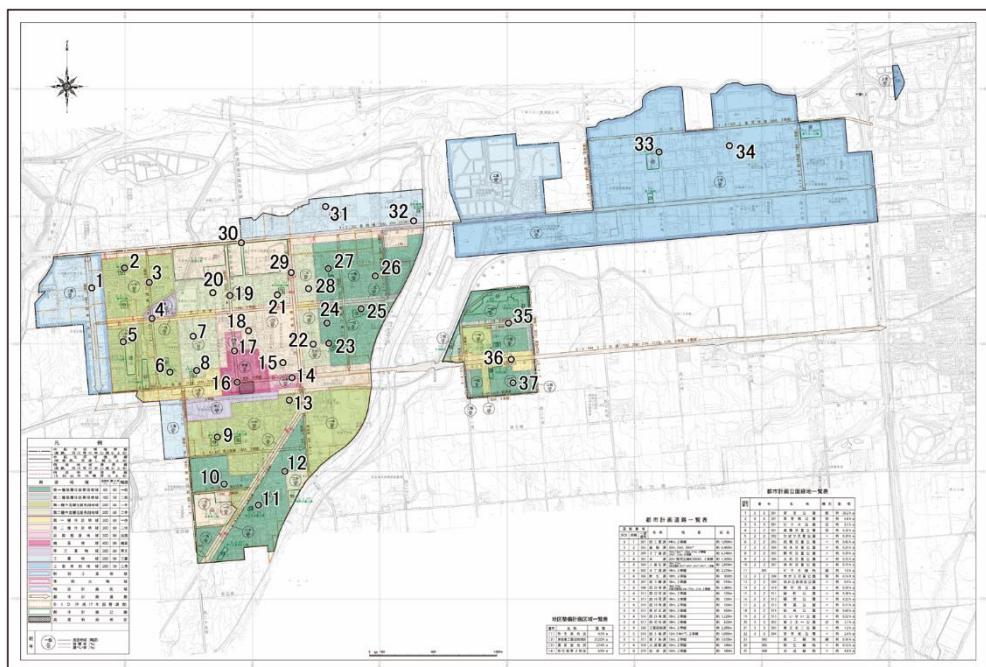


2 緑視率調査

緑視率とは、人の目線で見た緑の割合のことと、地盤面からの高さおよそ1.5mの視点で、カメラを用いて水平に撮影した写真の中（人の目線の中）にある緑の割合を示したもの。

道路の交差点の中央付近から、それぞれの道路方向に向かって撮影し、写真の中の緑から判断し、比率を出します。

①調査地点



②調査結果（代表的な2地点）

- 前回調査H24から緑視率が下がった地点

地点番号	ブロック	行政区名	住 所	用 途 地 域	近接緑地 有or無	道路種別 幹線or区画	平均緑視率 %	緑視率 (参考H24)
18	中央	幸町	東1条4丁目付近	第二種住居地域	無	区画	4.03	10.66



・前回調査 H24 から緑視率が上がった地点

地點番号	ブロック	行政区名	住 所	用 途 地 域	近接緑地 有or無	道路種別 幹線or区画	平均緑視率 %	緑視率 (参考H24)
8	中央西	旭町	西2条2丁目付近	第二種中高層住居専用地域	有	区画	30.78	24.64



8 - ①
緑視率 31.56 % (参考H24) 31.34 %



(H24)



8 - ②
緑視率 27.93 % (参考H24) 16.46 %



(H24)



8 - ③
緑視率 34.70 % (参考H24) 30.51 %



(H24)



8 - ④
緑視率 28.91 % (参考H24) 20.23 %



(H24)

③用途地域別の緑視率調査結果

地点番号	ブロック	行政区名	住所	用途地域	緑視率	
					2019年 (R1)	2012年 (H24)
26	東北	青葉東	東9条7丁目付近	第一種低層住居専用地域	10.62 %	13.30 %
27	東北	弥生中央町	東6条8丁目付近	第一種低層住居専用地域	10.29 %	11.32 %
23	中央東	東栄西	東6条4丁目付近	第一種低層住居専用地域	16.15 %	17.05 %
24	中央東	東栄西	東6条5丁目付近	第一種低層住居専用地域	8.89 %	8.52 %
25	中央東	東栄東	東8条5丁目付近	第一種低層住居専用地域	19.61 %	15.86 %
10	鉄南	花園町西	西2条南5丁目付近	第一種低層住居専用地域	15.49 %	13.42 %
11	鉄南	南が丘	東1条南6丁目付近	第一種低層住居専用地域	9.27 %	10.68 %
12	鉄南	花園町東	東3条南5丁目付近	第一種低層住居専用地域	23.42 %	24.16 %
37	東めむろ	東めむろ第2	東めむろ3条南1丁目付近	第一種低層住居専用地域	2.88 %	3.12 %
35	東めむろ	東めむろ第4	東めむろ2条北2丁目付近	第二種低層住居専用地域	11.56 %	9.32 %
2	西北	西町	西7条9丁目付近	第一種中高層住居専用地域	8.41 %	8.80 %
3	西北	西工町	西5条7丁目付近	第一種中高層住居専用地域	4.69 %	10.90 %
5	中央西	睦町	西7条5丁目付近	第一種中高層住居専用地域	19.59 %	18.07 %
6	中央西	泉町東	西4条3丁目付近	第一種中高層住居専用地域	17.65 %	12.76 %
9	鉄南	美園	西2条南2丁目付近	第一種中高層住居専用地域	11.59 %	15.36 %
13	鉄南	麻生町	東3条南1丁目付近	第一種中高層住居専用地域	13.52 %	11.71 %
28	東北	弥生西町	東5条7丁目付近	第二種中高層住居専用地域	6.76 %	8.94 %
21	東北	弥生西町	東3条6丁目付近	第二種中高層住居専用地域	24.32 %	24.75 %
7	中央西	愛生町	西2条4丁目付近	第二種中高層住居専用地域	20.05 %	20.93 %
8	中央西	旭町	西2条2丁目付近	第二種中高層住居専用地域	30.78 %	24.64 %
20	西北	新工町	西1条6丁目付近	第二種中高層住居専用地域	16.20 %	19.10 %
19	中央	大町	本通7丁目付近	第二種中高層住居専用地域	14.95 %	14.19 %
22	中央東	五条町	東5条4丁目付近	第二種中高層住居専用地域	11.70 %	13.39 %
36	東めむろ	東めむろ第3	東めむろ3条北1丁目付近	第一種住居地域	5.39 %	4.78 %
30	西北	元町	本通8丁目付近	第二種住居地域	58.86 %	60.84 %
29	東北	柏木町	東3条8丁目付近	第二種住居地域	18.09 %	18.62 %
18	中央	幸町	東1条4丁目付近	第二種住居地域	4.03 %	10.66 %
15	中央東	東町	東3条2丁目付近	第二種住居地域	18.84 %	17.82 %
				平均	15.49 %	15.82 %
17	中央	中央町	本通3丁目付近	近隣商業地域	5.89 %	5.30 %
14	中央東	東町	東3条1丁目付近	近隣商業地域	8.91 %	5.87 %
16	中央	本町	本通1丁目付近	商業地域	10.18 %	8.85 %
				平均	8.33 %	6.67 %
4	西北	緑町東	西5条5丁目付近	準工業地域	11.36 %	10.57 %
1	西北	西工町	西8条7丁目付近	工業地域	12.36 %	12.66 %
31	東北	弥生北町	東6条10丁目付近	工業地域	3.98 %	12.53 %
32	東北	弥生北町	東11条10丁目付近	工業地域	17.25 %	16.96 %
33	河東区	下美生	東芽室北一線	工業専用地域	13.41 %	14.54 %
34	河東区	下美生	東芽室北一線	工業専用地域	16.14 %	18.70 %
				平均	12.42 %	14.33 %

3 公園・緑地の整備状況

①整備状況

<平成16年3月（緑の基本計画策定）時点>

種別	名称	面積(ha)
街区公園	美園児童公園	0.26
	ひばり児童公園	0.39
	西園児童公園	0.42
	柏木児童公園	0.25
	大和児童公園	0.35
	弥生児童公園	0.64
	美生川沿運動広場	0.72
	弥生北町児童公園	0.44
	弥生中央公園	0.05
	幸町児童公園	0.07
	緑町児童公園	0.27
	緑栄児童公園	0.23
	西町児童公園	0.27
	麻生児童公園	0.07
	錦町児童公園	0.29
	錦町幼児公園	0.02
	錦町中央緑地公園	0.05
	錦町西児童公園	0.31
	花園西児童公園	0.02
	南町児童公園	0.75
	南が丘児童公園	0.16
	麻生東児童公園	0.08
	南が丘南街区公園	0.40
	青葉緑地公園	0.11
街区公園小計 (24か所)		6.62

<平成24年10月（計画見直し作業）時点>

種別	名称	面積(ha)
街区公園	美園児童公園	0.26
	ひばり児童公園	0.39
	西園児童公園	0.42
	柏木児童公園	0.25
	大和児童公園	0.35
	弥生児童公園	0.64
	美生川沿運動広場	0.72
	弥生北町児童公園	0.44
	弥生中央公園	0.05
	幸町児童公園	0.07
	緑町児童公園	0.27
	緑栄児童公園	0.23
	西町児童公園	0.27
	麻生児童公園	0.07
	錦町児童公園	0.29
	(廃止) 錦町幼児公園	
	(変更) 錦町中央緑地公園	
	錦町西児童公園	0.31
	花園西児童公園	0.02
	南町児童公園	0.75
	南が丘児童公園	0.16
	麻生東児童公園	0.08
	南が丘南街区公園	0.40
	青葉緑地公園	0.11
街区公園小計 (25か所)		7.74
(都市緑地へ)		
(H17)		
(H19)		
(H20)		

近隣公園	1 ピウカ公園	2.05
	2 東工北一公園	2.07
	3 東工北二公園	1.20
近隣公園小計 (3か所)		5.32

近隣公園	1 ピウカ公園	2.05
	2 東工北一公園	2.07
	3 東工北二公園	1.20
	4 (新規) 芽室東公園	2.41
近隣公園小計 (4か所)		7.73
(H20)		

地区公園	1 芽室南公園	6.75
	2 十勝川河川敷運動広場	5.80
	3 南多目的運動公園	4.09
地区公園小計 (3か所)		16.64

地区公園	1 芽室南公園	6.75
	2 十勝川河川敷運動広場	5.80
	3 南多目的運動公園	4.09
地区公園小計 (3か所)		16.64
増減なし		

総合公園	1 芽室公園	20.23
総合公園小計 (1か所)		20.23

総合公園	1 芽室公園	20.23
増減なし		

都市緑地	1 ピウカ緑地	1.05
	2 ピウカ緑地公園	0.51
	3 花菖蒲園	0.75
	4 弥生緑地公園	0.12
	5 東工北緑地公園	1.33
	6 錦町緑地公園	0.10
	7 泉町緑地公園	0.67
	8 中央緑地公園	0.12
	9 東栄緑地公園	0.37
	10 東工西17号緑地公園	0.34
	11 美生川河川敷公園	2.56
都市緑地小計 (11か所)		7.92

都市緑地	1 ピウカ緑地	1.05
	2 ピウカ緑地公園	0.51
	3 花菖蒲園	0.75
	4 弥生緑地公園	0.12
	5 東工北緑地公園	0.60
	6 錦町緑地公園	0.10
	(廃止) 泉町緑地公園	
	7 中央緑地公園	0.12
	8 東栄緑地公園	0.37
	9 東工西17号緑地公園	0.34
	10 美生川河川敷公園	2.56
	11 (変更) 錦町中央緑地公園	0.05
	12 (新規) 大成緑地公園	0.61
	13 (新規) 大成緑地	4.79
	14 (新規) 金館緑地	0.12
都市緑地小計 (14か所)		12.09
未開設部分あり		
(H18)		
(H20)		
(H20)		
4.17ha増		

緑道	1 8丁目通	0.81
	2 6丁目通	1.59
	3 弥生緑道	0.08
緑道小計 (3か所)		2.48

緑道	1 8丁目通	0.81
	2 6丁目通	1.59
	3 弥生緑道	0.08
緑道小計 (3か所)		2.48
増減なし		

墓園	1 芽室靈園緑地公園	1.37
墓園小計 (1か所)		1.37

墓園	1 芽室靈園緑地公園	1.37
増減なし		

	合計	60.58
--	----	-------

	合計	68.28
7.70ha増		



〈令和元年11月（計画見直し作業）時点〉

種別	名称	面積(ha)
街区公園	1 美園児童公園	0.26
	2 ひばり児童公園	0.39
	3 西園児童公園	0.42
	4 柏木児童公園	0.25
	5 大和児童公園	0.35
	6 弥生児童公園	0.64
	7 美生川沿運動広場	0.72
	8 弥生北町児童公園	0.44
	9 弥生中央公園	0.05
	10 幸町児童公園	0.07
	11 緑町児童公園	0.27
	12 緑栄児童公園	0.23
	13 西町児童公園	0.27
	14 麻生児童公園	0.07
	15 錦町児童公園	0.29
	16 錦町西児童公園	0.31
	17 花園西児童公園	0.02
	18 南町児童公園	0.75
	19 南が丘児童公園	0.16
	20 麻生東児童公園	0.08
	21 南が丘南街区公園	0.40
	22 青葉緑地公園	0.11
	23 弥生東公園	0.28
	24 松林公園	0.69
	25 たいせい公園	0.22
	26 (新規) あいあい公園	1.09 (H27)
街区公園小計 (26か所)		8.83 1.09ha増
近隣公園	1 ピウカ公園	2.05
	2 東工北一公園	2.07
	3 東工北二公園	1.20
	4 芽室東公園	2.41
	5 (新規) 芽室西運動広場	3.01 (H29)
近隣公園小計 (5か所)		10.74 3.01ha増
地区公園	1 芽室南公園	6.75
	(廃止) 十勝川河川敷運動広場	
	2 南多目的運動公園	3.00 (面積減)
地区公園小計 (2か所)		9.75 6.89ha減
総合公園	1 芽室公園	20.23
総合公園小計 (1か所)		20.23 増減なし
都市緑地	1 ピウカ緑地	1.05
	2 ピウカ緑地公園	0.51
	3 弥生緑地公園	0.12
	4 東工北緑地公園	0.61
	5 錦町緑地公園	0.10
	6 中央緑地公園	0.12
	7 東栄緑地公園	0.37
	8 東工西17号緑地公園	0.34
	9 美生川河川敷公園	2.56
	10 錦町中央緑地公園	0.05
	11 大成緑地公園	0.61
	12 大成緑地	4.79
	13 会館緑地	0.12
	14 (新規) 緑町緑地	0.07 (H27)
都市緑地小計 (14か所)		11.42 0.67ha減
緑道	1 8丁目通	0.81
	2 6丁目通	1.59
	3 弥生緑道	0.08
緑道小計 (3か所)		2.48 増減なし
墓園	1 芽室靈園緑地公園	1.37
墓園小計 (1か所)		1.37 増減なし
合計		64.82 3.46ha減

②緑地率

項 目	都市計画区域		
	平成13年	平成24年	令和元年
緑地面積	930.1 ha	862.6 ha	855.5 ha
緑地率	11.3 %	10.5 %	10.4 %

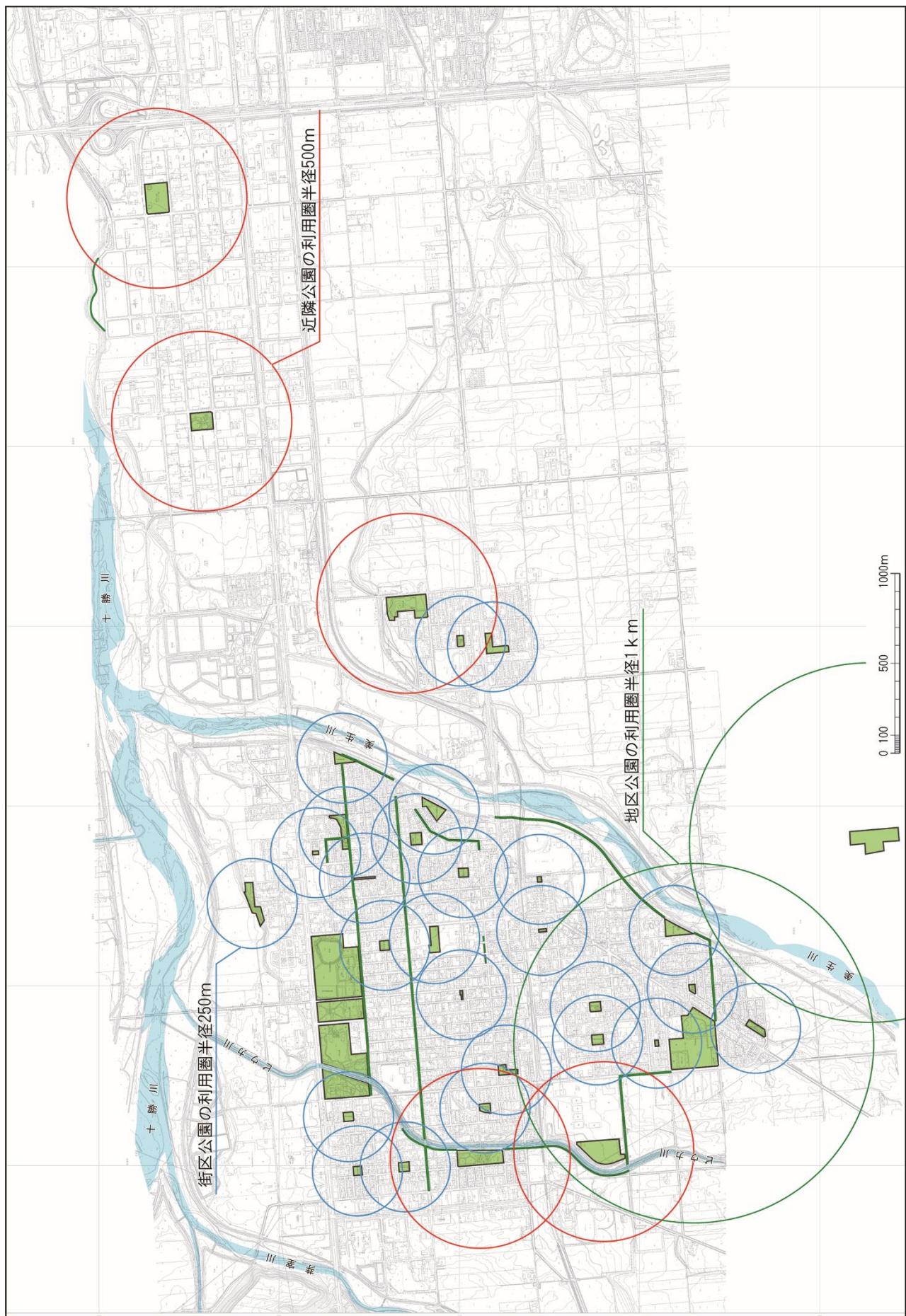
緑地の内訳

種 別	都市計画区域												
	平成13年			平成24年			令和元年						
	箇所数	面積 (ha)	緑地率 (%)	箇所数	面積 (ha)	緑地率 (%)	箇所数	面積 (ha)	緑地率 (%)				
施設緑地	都市公園等	街区公園	24	6.6	0.1	25	7.7	0.1	26	8.8	0.1		
		近隣公園	3	5.3	0.1	4	7.7	0.1	5	10.7	0.1		
		地区公園	3	16.6	0.2	3	16.6	0.2	2	9.8	0.1		
	緩衝緑地等	総合公園	1	20.2	0.2	1	20.2	0.2	1	20.2	0.2		
		墓園	1	1.4	0.0	1	1.4	0.0	1	1.4	0.0		
		都市緑地	11	7.9	0.1	14	12.1	0.1	14	11.4	0.1		
		緩衝緑地											
		緑道	3	2.5	0.0	3	2.5	0.0	3	2.5	0.0		
	都市公園以外	その他の公共公益施設における植栽地		2.4	0.0		2.4	0.0		2.4	0.0		
		道路環境施設帯および植樹帯(街路樹)		4.0	0.0		4.0	0.0		4.0	0.0		
		民間施設緑地	1	1.8	0.0	1	1.8	0.0	1	1.8	0.0		
施設緑地合計			47	68.8	0.8	52	76.5	0.9	53	73.0	0.9		
地域制緑地等	法による地域	河川区域(河川法)		468.6	5.7		468.6	5.7		468.6	5.7		
		地域森林計画対象民有林(森林法)		392.7	4.8		317.5	3.9		313.9	3.8		
	地域制緑地合計			861.3	10.5		786.1	9.6		782.5	9.5		
緑地合計			47	930.1	11.3	52	862.6	10.5	53	855.5	10.4		
全体の面積(ha)			8,200			8,200			8,200				

項目	市街化区域		
	平成13年	平成24年	令和元年
緑地面積	61.5 ha	70.9 ha	71.3 ha
緑地率	7.7 %	8.6 %	8.6 %

種別	市街化区域												
	平成13年			平成24年			令和元年						
	箇所数	面積(ha)	緑地率(%)	箇所数	面積(ha)	緑地率(%)	箇所数	面積(ha)	緑地率(%)				
緑地	街区公園 近隣公園 地区公園	23	6.2	0.8	24	7.3	0.9	25	8.4	1.0			
		3	5.3	0.7	4	7.7	0.9	4	7.7	0.9			
		1	6.8	0.8	1	6.8	0.8	1	6.8	0.8			
	都市基幹公園 総合公園 墓園 緩衝緑地等	1	20.2	2.5	1	20.2	2.4	1	20.2	2.4			
		10	5.3	0.7	13	9.5	1.1	13	8.9	1.1			
	緑道	3	2.5	0.3	3	2.5	0.3	3	2.5	0.3			
	都市公園以外 公共施設緑地 道路環境施設帶および植樹帯(街路樹)	その他の公共公益施設における植栽地		2.4	0.3		2.4	0.3		2.4	0.3		
			4.0	0.5		4.0	0.5		4.0	0.5			
	民間施設緑地	寺社境内地	1	1.8	0.2	1	1.8	0.2	1	1.8	0.2		
地域制緑地等	施設緑地合計		42	54.5	6.8	47	62.2	7.5	48	62.7	7.6		
	法による地域	河川区域(河川法)		3.6	0.4		3.6	0.4		3.6	0.4		
		地域森林計画対象民有林(森林法)		3.4	0.4		5.1	0.6		5.0	0.6		
	地域制緑地合計			7.0	0.9		8.7	1.0		8.6	1.0		
緑地合計			42	61.5	7.7	47	70.9	8.6	48	71.3	8.6		
全体の面積(ha)			803			829			829				

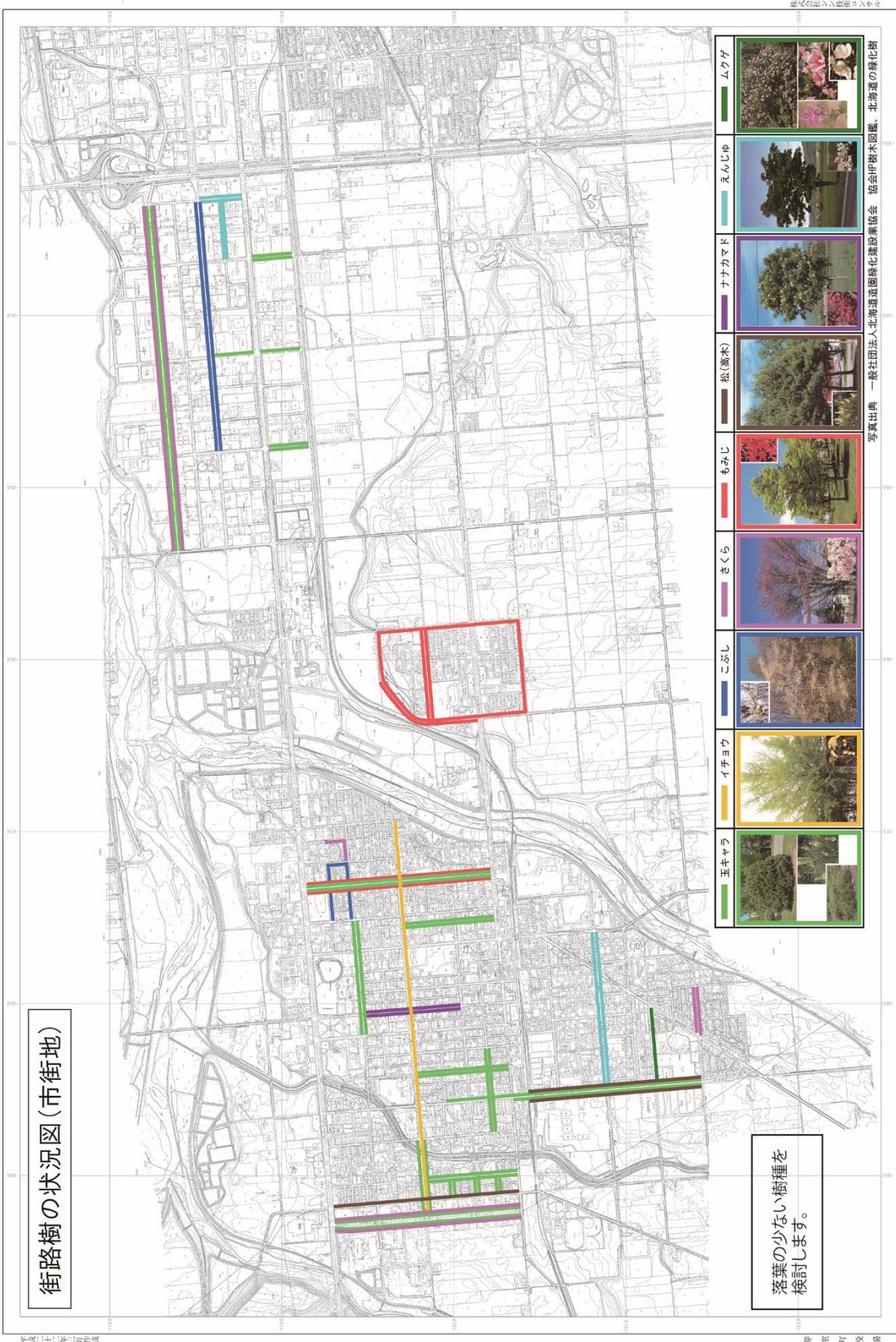
③公園・緑地・河川の状況図



4 街路樹の整備状況

芽室町都市計画図

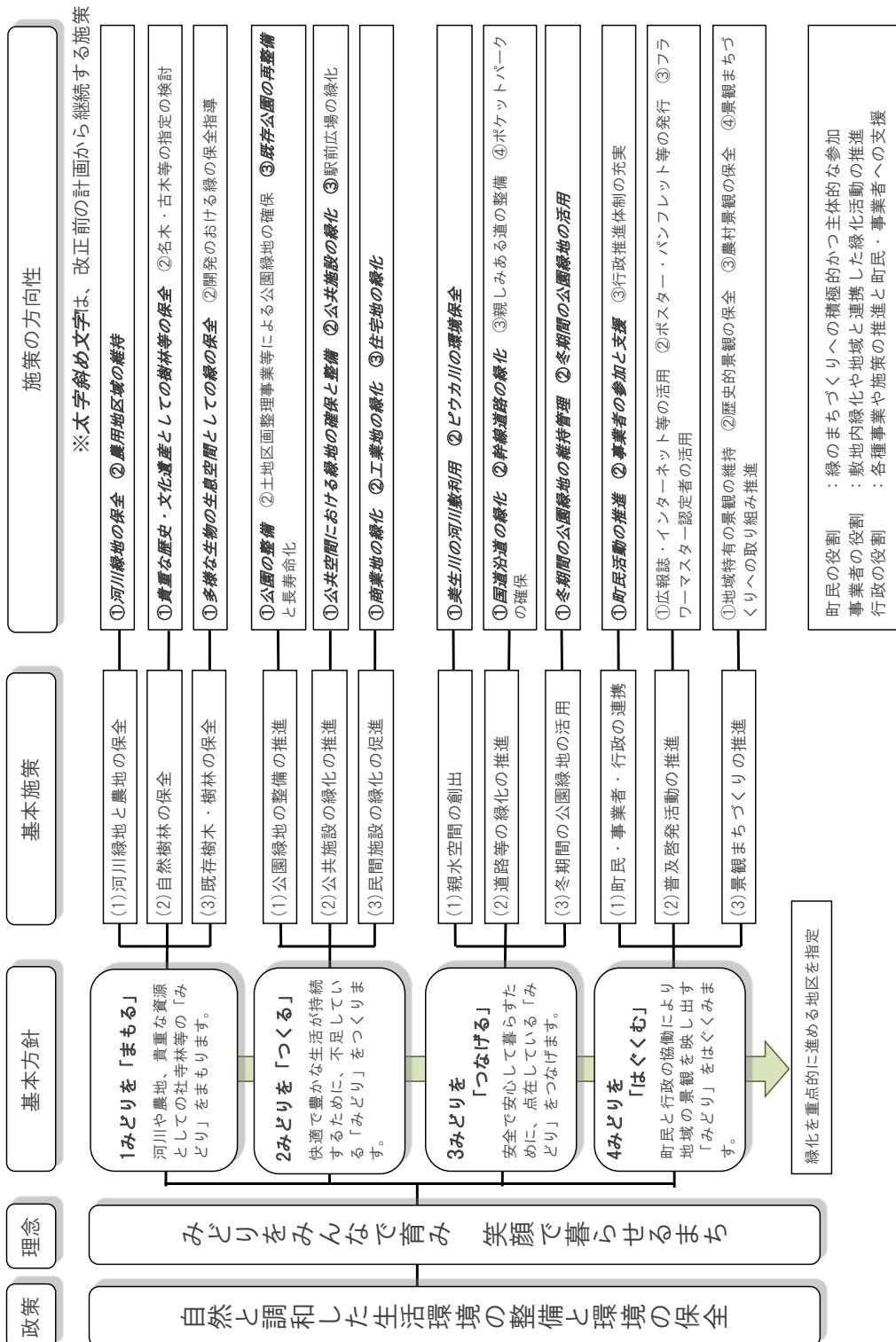
街路樹の状況図(市街地)



資料 3 改定前の茅室町緑の基本計画の検証

平成 25 年 3 月に改定した茅室町緑の基本計画の進捗状況を検証しました。この検証結果を基に、改定後の計画策定をすすめてきました。

1 改定前の計画の施策体系



2 施策の検証結果

改定前の計画の基本施策について、基本方針ごとに検証し、検証結果をA～Eでランク付けしました。ランク付けの考え方は次のとおりです。

- A 課題は解決している。
- B 課題解決に向けて進行中である。
- C 一部の課題解決に向けて進行中である。
- D 課題解決策がすんでいない。
- E 課題解決が現実的ではない。

基本方針1 みどりを「まもる」

(1) 河川緑地と農地の保全

① 河川緑地の保全

水と緑の軸となる十勝川や美生川等の川沿いを水と緑のネットワークと位置づけし、連続した緑の保全、生物多様性の確保に努めます。

⇒検証結果「C」

平成28年に発生した台風10号による被害からの復旧に関して、美生川パークゴルフ場は復旧完了している。

② 農用地区域の維持

今後の土地利用動向を勘案しながら、面的に広がる農用地区域を維持していきます。

⇒検証結果「B」

帯広圏都市計画区域の整備、開発および保全の方針（H23.3策定）において、農振農用地区域は今後とも優良な農地としての保全に努めることとしている。

(2) 自然林の保全

①貴重な歴史・文化遺産としての樹林等の保全

芽室公園のカシワの木や美生川沿いの化粧ヤナギなど、本町特有の自然林は保全に努めます。

⇒検証結果「C」

カシワの木は診断・治療を行い、適切な維持管理に努めている。

②名木・古木の指定の検討

芽室町の歴史的由緒あるものや、維持管理の必要性の高い名木・古木等について、緑の保全や緑地の維持に関する条例の制定を検討します。

⇒検証結果「C」

文化財保護審議会等を通し、引き続き検討する。

(3) 既存樹木・樹林の保全

①多様な生物の生息空間としての樹林等の保全

市街地内にある公園や緑地にある樹木や社寺林は、鳥やリスなどの小動物が生息する空間となっていることから保全に努めます。

⇒検証結果「B」

現状面積・環境を保ちながら、保全に努めている。

②開発における緑の保全指導

開発行為等に際しては、事業者と行政が連携して緑地面積を確保するとともに、既存の樹林地、ランドマークとなる樹木・特色のある地形等ができるだけ保全します。

⇒検証結果「A」

開発許可では事業者に対して開発区域の3%以上の緑地整備を求めている。

基本方針2　みどりを「つくる」

(1) 公園緑地の整備の推進

① 公園の整備

公園・緑地の整備にあたっては、安全性の確保や季節感など、質的な側面を重視した植栽とします。

また、身近なレクリエーションの場として、使われ方に配慮した整備を図り、四季を感じさせ、周囲の自然等の立地特性を活かした公園整備を行います。

⇒検証結果「B」

身近なコミュニティスペースとして、安全性の確保、四季を感じさせる植栽を行っている。

② 土地区画整理事業等による公園緑地の確保

これまでの土地区画整理事業等では、計画的に公園が確保されてきていますが、これから面整備の際には最低限水準の整備面積にとどまらず、周辺地域を含めた緑地の状況も考慮して公園の確保を図ります。

⇒検証結果「A」

区画整理事業等の際は、公園・緑地面積を確保してきた。

③ 既存公園の再整備と長寿命化

既存の公園については、さらにより快適で美しい緑、自然を十分に感じさせる緑等、質の高い多様な緑に対する住民のニーズに応えていきます。なお、公園を利用するすべての人が安全に安心して利用できるように、公園施設のバリアフリー化をすすめていきます。

また、安全性確保のため、園内の遊戯・休憩・修景施設の定期点検、植栽基盤の整備、植栽管理、メンテナンス体制を強化し、既存公園の長寿命化を図っていきます。

⇒検証結果「B」

公園施設長寿命化計画に基づき、適正な整備・維持管理に努める。

(2) 公共施設の緑化の推進

① 公共空間における緑地の確保と整備

低炭素社会の実現に向けて CO₂ の吸収量をあげるため、緑地の確保と整備に向けて、街路樹や公園の整備、民間による緑地整備のさきがけとなるように、公共空間の屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化の取り組みを推進します。

⇒検証結果「D」

具体的に実施していない。今後必要性を含めて検討する。

② 公共施設の緑化

役場や公民館、学校などの施設は、まちの顔となり、また住民の憩いの場となることから、シンボル的な緑化を図ります。

また、コミュニティの拠点となる公共公益施設は、身近に触れることができる緑を創出し、施設の道路に面した部分や駐車場、入口部等、わずかなスペースでも緑視効果の高い緑を取り入れ、緑豊かなまちなみを形成していきます。

⇒検証結果「B」

公共施設では外構に植栽スペースを整備するなど取り組みを行ってきた。

③ 駅前広場の緑化

駅前広場は、通勤・通学等日常的に利用される空間であることから、人々に潤いとやすらぎを与えるような緑豊かな空間を形成します。

⇒検証結果「A」

駅前広場には植樹マスおよびプランターを設置するなど、良好な景観形成に努めている。

(3) 民間施設の緑化の推進

① 商業地の緑化

芽室駅周辺は、複合商業施設や商店が立ち並ぶ地域であり、まちの玄関口としての役割を果たしています。このようなまちの中心部をいきいきとした緑豊かな空間としていくため、道路等の公共施設だけではなく、事業者との連携協力のもと、建物壁面の緑化などを促します。

また、訪れた人々が、楽しさやにぎわいを感じ親しみのもてるような、周辺環境と調和する彩り豊かな緑の配置を事業者と連携しながら促進します。

⇒検証結果「C」

駅前広場には植樹マスおよびプランターを設置し、景観向上に努めている。

② 工業地の緑化

工業地は、緩衝緑地として、工場敷地内の緑化や無機質な構造物を隠して道路からの景観の向上を図るため、幹線道路沿いの緑化を促進します。

また、芽室東工業団地については「芽室町芽室東工業団地地区緑化推進要領」に基づき、樹木の保全と緑地帯の確保を推進します。

⇒検証結果「B」

平成14年に芽室町芽室東工業団地地区緑化推進要領が制定されており、一定の緑化の確保を義務付けている。

③ 住宅地の緑化

市街地の中でも多くを占める住宅地は、地域の特性を生かした豊かな生活環境を形成していくために、各家庭での緑化を推奨していきます。

また、町民による緑化活動を推進するために、地区計画、緑地協定、建築協定、まちづくり協定等の計画づくりの支援を行い、町民相互のルールづくりをすすめます。

⇒検証結果「B」

公営住宅周辺は、緑化スペースを確保している。

また、緑町公営住宅跡地の新規住宅団地では、建築協定を定めて緑化に努めている。

基本方針3 みどりを「つなげる」

(1) 親水空間の創出

① 美生川の河川敷利用

美生川は、市街地のほぼ中心部を流れる身近な川ですが、コンクリート護岸で河川に近づきにくい構造となっています。パークゴルフ場として一部は活用されているが、今後は遊歩道やサイクリングロードなどの整備を検討し、自然を生かした親水性の高い活用を検討します。

⇒検証結果「C」

河川敷はパークゴルフ場として一部活用されている。サイクリングロードについては利用者ニーズを捉え、今後検討する。

② ピウカ川の環境保全

市街地の西側を流れるピウカ川は、河川沿いにピウカ公園やピウカ緑地が配置され、町民に親しまれている河川です。嵐山からの自然が市街地に続いているため、この自然を連続して市街地に取り込むために、河川環境を保全します。

⇒検証結果「B」

事業者と協議し、河川環境に配慮した整備を行っている。

(2) 道路等の緑化の推進

① 国道沿道の緑化

国道38号線沿いの緑に連続性がないため、国道を通過する車両に対する景観向上のため、国道沿道の緑化をすすめていきます。

⇒検証結果「B」

国道38号線沿いの樹木は策定時より生育しており、当初の目標は達成されつつある。

一方で一部箇所にて雑草等が繁茂し景観を損ねていることから、道路管理者と協議し緑の質的向上を図る。

② 幹線道路の緑化

町内の幹線道路は、連続した街路樹の整備等、道路の緑化をすすめます。緑のつながりとなる道路の植樹は、現在の樹種を基本としながら、地域との連携をすすめ、樹種を選定します。

なお、避難路としての機能を果たす道路の植樹は、できるだけ高木を保全・育成するように努めます。

⇒検証結果「B」

街路ごとに特色のある統一した並木を維持管理している。

③ 親しみある道路の整備

緑道やコミュニティ道路、花と緑の散歩道等の整備を推進し、歩行者空間としての親しみのある道を整備します。

⇒検証結果「C」

めむろ通学通、芽中北西通といった歩行者空間の整備を行った。

④ ポケットパークの確保

道路の残地等を利用したポケットパークの整備を検討し、憩いの場の確保に努めます。

また、まとまった公園用地を確保することが困難な地域では、点在する緑化可能空間を、町民と連携しながら積極的に確保していきます。

⇒検証結果「C」

緑化可能空間について、店舗前の緑化など商業者とも連携し取り組んでいる。

(3) 冬期間の公園緑地の活用

① 冬期間の公園緑地の維持管理

避難場所として指定されている公園緑地は、冬期間に災害が発生した場合、積雪によって使用できない状況のため、冬期間発生する災害に対する備えとしての維持管理を推進します。

⇒検証結果「C」

芽室公園、あいあい公園、芽室南公園は冬期間の除雪を実施している。

② 冬期間の公園緑地の活用

長い冬場に活用できない公園が多く、屋外の子どもたちの遊び場を確保する必要があります。このため、除雪などの維持管理の問題を含めて、冬場も使える公園の活用をすすめます。

⇒検証結果「C」

一部そり遊びスペースとして整備している箇所がある。

基本方針4 みどりを「はぐくむ」

(1) 町民・事業者・行政の連携

① 町民活動の推進

町内で活動する町民団体や NPO 等の緑化活動グループについて、情報交換や交流の機会等、グループ間の連携と交流を支援していきます。

⇒検証結果「B」

フラワータウン事業により、事業者とも協定を締結しながら植栽を行っている。

② 事業者の参加と支援

事業者は、環境保全に対する社会的責任を認識し、町民の一人として、地域の緑化活動の開催や参加、支援等を促進します。

⇒検証結果「C」

事業者の緑化活動に関しては、花卉^{か き}購入に対する助成制度を設けるなど一定の支援を行ってきた。

③ 行政推進体制の充実

総合的な緑化事業を円滑に推進するため、緑に関する施策を担当する部署との連携体制を確立します。

このため、都市計画や公園緑地だけでなく、農林や環境等の関係部署と総合的に計画を推進・管理する体制をつくります。

また、町民や事業者の緑と花づくり活動がしやすいしくみづくりや支援施策を推進します。

⇒検証結果「D」

具体的な検討には至っていない。

(2) 普及啓発活動の推進

① 広報誌・インターネット等の活用

本町の広報誌やホームページ等を活用し、町内の公園案内や利用方法等について掲載し、各種制度等の紹介もしていきます。

また、四季折々に開花する草花の情報をリアルタイムで提供するなど、町民団体や NPO 等による緑に関する情報発信についても、検討します。

⇒検証結果「B」

公園の所在地、利用案内、花菖蒲園の開花時期等について情報を発信している。

町民団体や NPO 等による緑に関する情報発信については、適切なメディアの選定含め検討を要する。

② ポスター・パンフレット等の発行

公園ガイドブック、町内散歩道ガイドブックなどを作成し、町内観光の振興に役立てます。また、緑に関する町民向けの各種ポスターの掲載を行います。

⇒検証結果「C」

ガイドブック作成、町内各所に散歩道を記した看板を設置するなど行っている。

③ フラワーマスター認定者の活用

フラワーマスター認定者を活用し、花の育成管理の知識や技術、まちなみ景観に配慮した花の使い方等、緑と花によるまちづくりをすすめ、新たな認定者を増やし、担い手を育成します。

⇒検証結果「D」

フラワーマスターは高齢化・担い手不足等の理由により現在活動していない。

(3) 景観まちづくりの推進

① 地域特有の景観の維持

ふれあいのまちボランティア事業（北海道の事業）やフラワータウン事業（芽室町市街地町内会連合会）による歩道の花植によって道路空間に彩りを与えていた地域特有の景観は、今後も継続して形成します。

⇒検証結果「C」

両事業とも、高齢化・担い手不足が進行している。

必要な支援について関係団体と協議する。

② 歴史的景観の保全

芽室公園のカシワの木はもとより、芽室神社などの社寺林は、昔からある樹木が多く、建築物とともに貴重な歴史的な景観を形成しているため、今後も保全します。

⇒検証結果「B」

今後も適正な保全を依頼する。

③ 農村景観の保全

市街地周辺の耕地防風林や農家住宅周辺の樹木は、十勝全体で特徴的な農村景観のため、今後も保全します。

⇒検証結果「B」

耕地防風林に関する助成制度を設けるなど、維持・保全に努めた。

④ 景観まちづくりへの取り組みを推進

緑や花によるまちづくりをすすめていく上で、都市全体の景観という視点から、今後は景観によるまちづくりについて検討し、方向性を出していきます。

⇒検証結果「C」

景観によるまちづくりを検討したが、具体的な方向性を打ち出すには至らず、今後とも景観まちづくりへの取り組みについて活動を継続する。

資料 4

平成 29 年度町民アンケート調査

1 調査の概要

都市計画マスタープランの見直しおよび立地適正化計画の策定を行うにあたり、広く町民の意向を計画策定に反映していくため、本アンケートを実施しました。

芽室町都市計画マスタープラン見直し・ 立地適正化計画の策定のためのアンケート調査

① 実施機関

芽室町役場 建設都市整備課計画係

② 調査対象者

芽室町に居住する満 20 歳以上の男女計 1,000 人を、
年齢、居住地のバランスを考慮の上、無作為抽出しています。

③ 配布・回収方法

郵送により調査票を配布・回収

④ 回収数

配布数 1,000 票

回収数 346 票 (回収率 34.6%)

⑤ 調査時期

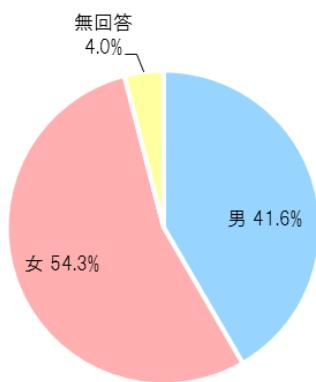
配布日 平成 29 (2017) 年 9 月 8 日

回収期日 平成 29 (2017) 年 9 月 28 日

(回収期日後に郵送された票も集計の対象としました)

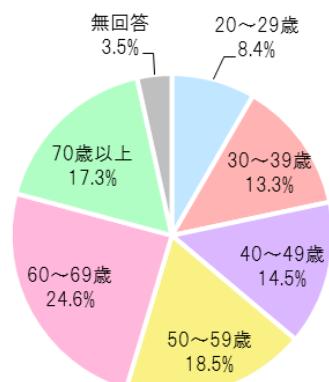
2 集計と解析結果

① 性別



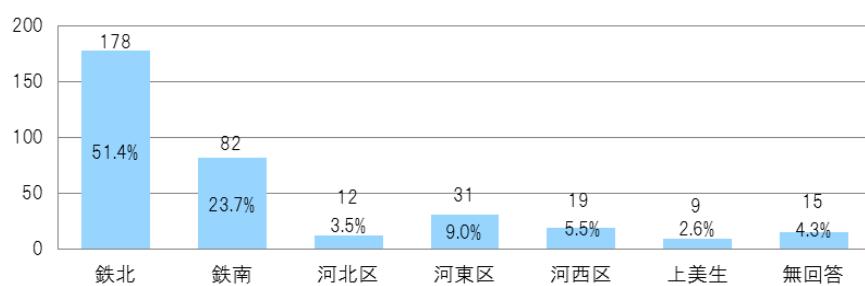
「男」が41.6%、「女」が54.3%で
女性の回答が上回っています

② 年齢



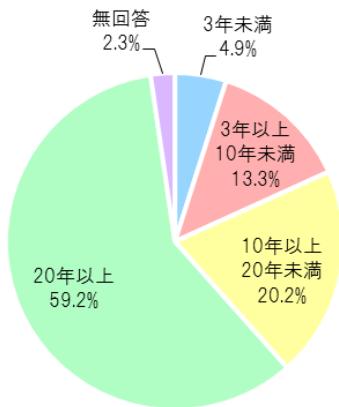
50歳以上の回答が高めの傾向と
なっています。

③ 居住地区



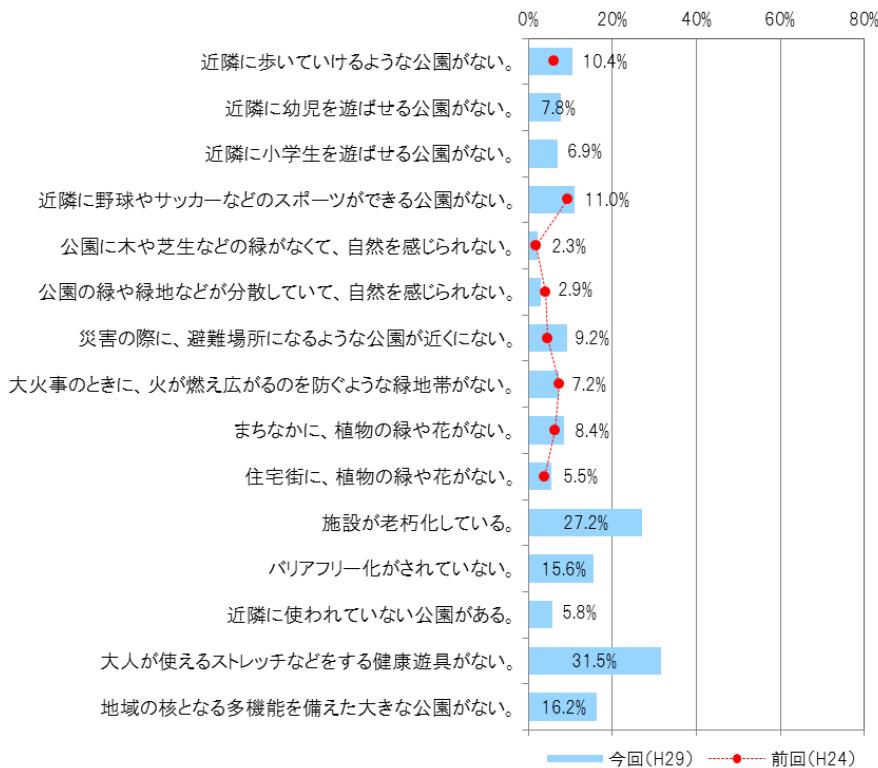
鉄北地区的回答数が多く、全体の約半数を占めています。

④ 居住年数



「20年以上」が59.2%を占める一方で、
「10年未満」の居住者が18.2%となって
います。

⑤ 公園や緑地について



「大人が使えるストレッチなどをする健康遊具がない。」が31.5%、次
いで「施設が老朽化している」が27.2%と高め的回答となってます。
前回との比較対象の設問は、ほぼ同様の結果となりました。

資料 5 平成 30 年度住民意識調査

1 調査の概要

「第 4 期芽室町総合計画」の施策ごとの目標値の現状を確認する質問を設定し、目標に対する進ちょく状況を把握するため、住民の意向を調査しました。

まちづくりに関する住民意識調査

《調査対象者》

芽室町民の男女別各年齢層の中から無作為に抽出した 700 名

《調査方法》

調査対象者に調査票を送付し、回答方法は次のいずれかとした。

- ①インターネット回答
- ②返信用封筒による郵送提出

《調査期間》

平成 30 年 12 月 13 日（木）～平成 31 年 1 月 18 日（金）

《回答者数・回答率》

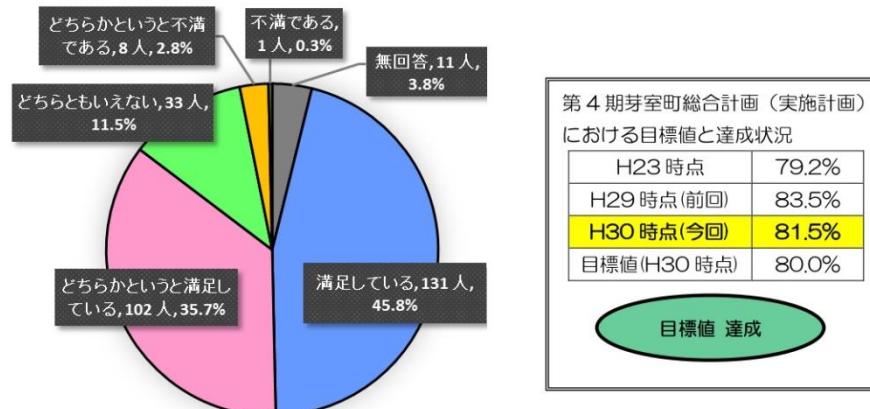
平成 31 年 2 月 1 日（金）現在 回答者 286 名

回答率 40.9%

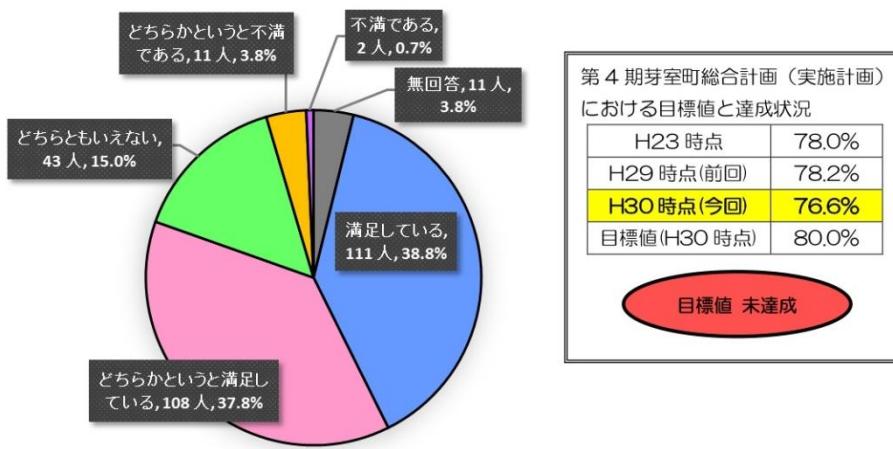
（平成 29 年度回答率 40.6%）

2 集計と解析結果

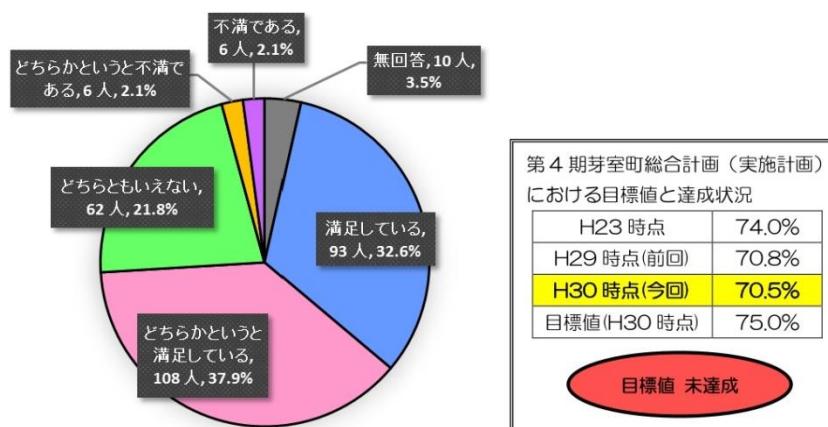
① 芽室町の自然環境（空気・水・土壤など）に満足していますか？



② 芽室町の景観に満足していますか？



③ 芽室町内の公園に満足していますか？



資料 6 策定検討会議

芽室町緑の基本計画の見直しに際して、「芽室町緑の基本計画策定検討会議」（以下「検討会議という」）を設置しました。

1 検討会議の構成は、次のとおり13人体制です。

- (1) 「団体推薦委員 4人」 各種団体から推薦された方
- (2) 「町関係課委員 9人」 芽室町役場関係課の職員

2 検討会議の開催結果

会議	日程	場所	内容
第1回 検討会議	9月29日（金）	書面開催	芽室町緑の基本計画（改定案） への意見聴取

3 検討会議委員

No	区分	所属	氏名	視点
1	団体推薦委員	十勝広域森林組合	井上 貴明	森林・緑地の管理保全等に関すること
2		芽室町商工会	珠玖 謙一	商工業地域における緑に関すること
3		芽室町観光物産協会	高橋 広明	観光に関すること
4		芽室町市街地町内会連合会	稻垣 輝幸	市街地の緑地・公園に関すること
5	町関係課委員	政策推進課長	石田 哲	緑の防災機能に関すること
6		総務課長	佐々木 快治	市民との協同に関すること
7		魅力創造課長	西田 昌樹	公共施設マネジメント全般に関すること
8		都市経営課長	佐藤 季之	住環境に関すること
9		健康福祉課長	森 真由美	社会福祉施設等に関すること
10		子育て支援課長	佐々木 雅之	子育て支援事業に関すること
11		農林課長	我妻 修一	緑（農地・山林）の保全に関すること
12		商工労政課長	中野 裕司	景観・観光に関すること
13		環境土木課長	橋本 直樹	公園・緑地の維持管理に関すること
事務局		環境土木課長	任期 自 令和5年9月8日 至 令和6年1月26日	

緑地の整備目標統括表（その1）

第7章

緑地の整備目標

図面 対象 番号	種別	名称	都市計画決定面積 (平成13年度未現在) (ha)	整備現況 (平成13年度未現在) (ha)	平成24年度		令和元年 新規拡大 (ha)	緑地の位置(目標年次)		備考
					市街地面積 (ha)	市街化調整 区域内面積 (ha)		市街地面積 (ha)	市街化調整 区域内面積 (ha)	
1	街区公園	美園児童公園	0.26	0.26	0.26	—	0.26	—	—	—
2	"	ひばり児童公園	0.39	0.39	0.39	—	0.39	—	—	—
3	"	西園児童公園	0.42	0.42	0.42	—	0.42	—	—	—
4	"	柏木児童公園	0.25	0.25	0.25	—	0.25	—	—	—
5	"	大和児童公園	0.35	0.35	0.35	—	0.35	—	—	0.35
6	"	弥生児童公園	—	0.64	0.64	—	0.64	—	—	—
7	"	美生川沿運動広場	—	0.72	0.72	—	0.72	—	—	—
8	"	弥生北町児童公園	—	0.44	0.44	—	—	—	—	0.44
9	"	弥生中央公園	—	0.05	0.05	—	0.05	—	—	—
10	"	幸町児童公園	—	0.07	0.07	—	0.07	—	—	—
11	"	緑町児童公園	0.28	0.27	0.27	—	0.27	—	—	—
12	"	緑栄児童公園	0.22	0.23	0.23	—	0.23	—	—	—
13	"	西町児童公園	—	0.27	0.27	—	0.27	—	—	—
14	"	麻生児童公園	—	0.07	0.07	—	0.07	—	—	—
15	"	錦町児童公園	0.29	0.29	0.29	—	0.29	—	—	0.29
16	"	錦町児童公園(廃止)	—	0.02	—	—	—	—	—	—
17	"	錦町中央緑地公園(都市緑地へ)	—	0.05	—	—	—	—	—	—
18	"	錦町西児童公園	0.29	0.31	0.31	—	0.31	—	—	0.31
19	"	花園西児童公園	—	0.02	0.02	—	0.02	—	—	—
20	"	南町児童公園	0.75	0.75	0.75	—	0.75	—	—	0.75
21	"	南が丘児童公園	0.16	0.16	0.16	—	0.16	—	—	0.16
22	"	麻生東児童公園	—	0.08	0.08	—	—	—	—	0.08
23	"	南が丘南街区公園	0.40	0.40	0.40	—	0.40	—	—	0.40
24	"	青葉緑地公園	0.11	0.11	0.11	—	0.11	—	—	0.11
25	"	弥生(B)	—	—	—	—	—	—	—	—
26	"	弥生(D)	—	—	—	—	—	—	—	—
27	"	弥生東公園	—	—	0.28	0.28	—	—	—	0.28
28	"	西園(A)	—	—	—	—	—	—	—	—
29	"	愛生児童公園	—	—	—	—	—	—	—	—
30	"	太町児童公園	—	—	—	—	—	—	—	—
31	"	たいせい公園	—	—	0.22	—	—	—	—	0.22
32	"	松林公園	—	—	0.69	—	—	—	—	0.69
33	"	大城(G)	—	—	—	—	—	—	—	—

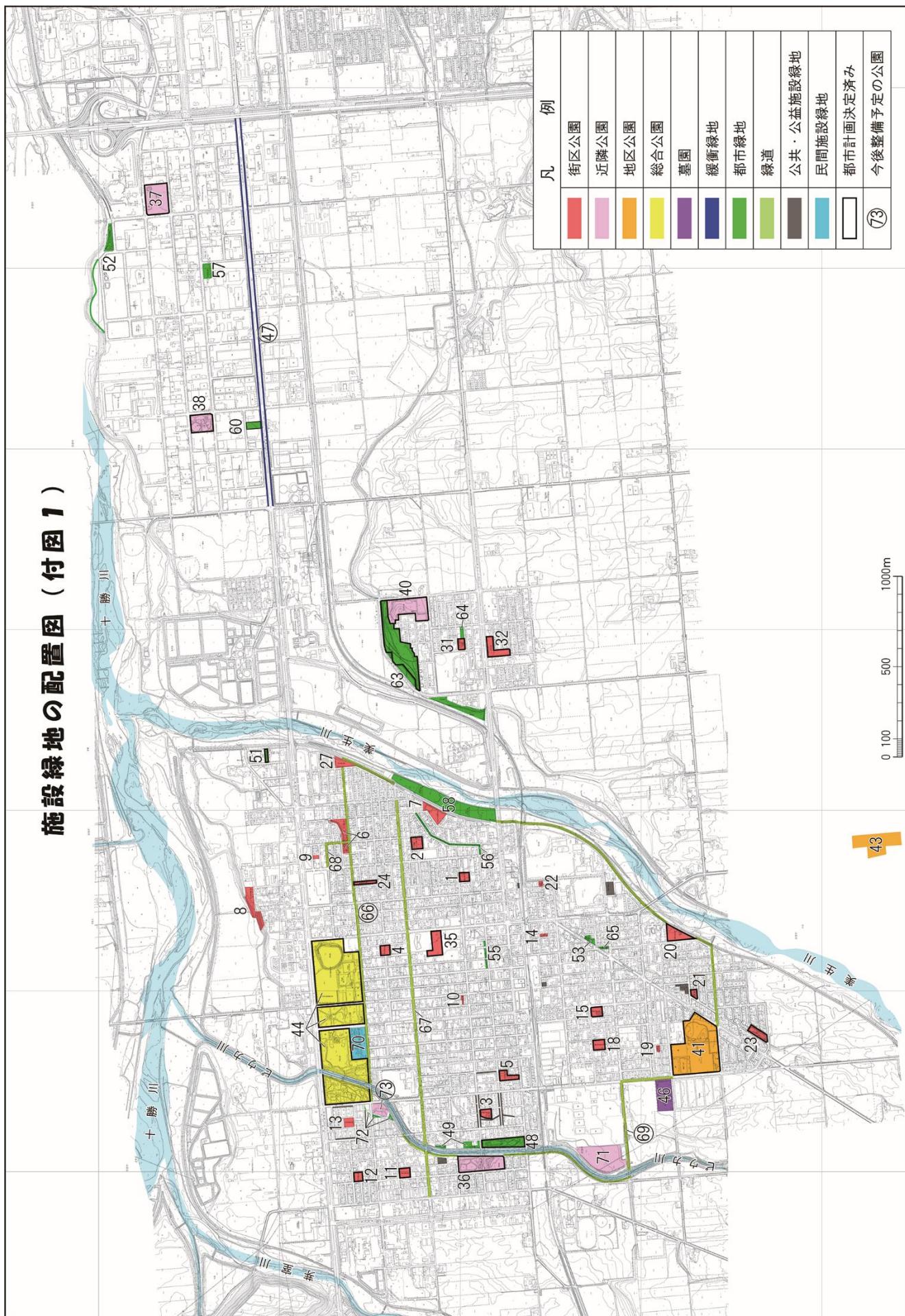
緑地の整備目標統括表（その2）

図面 対象番号	種別	名称	都市計画決定面積 (平成13年度未現在) (ha)	整備現況 (平成24年度未現在) (ha)	平成24年度	令和元年	新規拡大 (ha)	緑地の位置(目標年次)		
								市街地面積 (ha)	市街化調整 区域内面積 (ha)	備考
34	"	大成(D)	—	—	—	—	—	—	—	—
35	"	【H27整備】あいあい公園 H24で(仮)まちなか公園	—	—	—	—	1.09	—	1.09	—
		小計	4.17	6.62	7.74	8.83	0	8.39	0.44	
36	近隣公園	ピュ力公園	2.10	2.05	2.05	2.05	—	—	2.05	—
37	"	東工北一公園	2.10	2.07	2.07	2.07	—	—	2.07	—
38	"	東工北二公園	1.20	1.20	1.20	1.20	—	—	1.20	—
39	"	芽高跡公園(街区公園35へ)	—	—	—	—	—	—	—	—
40	"	芽室東公園	—	—	2.41	2.41	—	—	2.41	—
71	"	【H29整備】茅室西運動広場	—	—	—	3.01	—	—	—	3.01
73	"	ピュ力川親水公園(仮称)	—	—	—	—	0.73	0.73	—	—
		小計	5.40	5.32	7.73	10.74	0.73	8.46	3.01	
41	地区公園	茅室南公園	6.80	6.75	6.75	6.75	—	—	6.75	—
42	"	十勝川河川敷運動広場(廃止)	—	5.80	5.80	—	—	—	—	—
43	"	南多目的運動公園	—	4.09	4.09	3.00	—	—	—	3.00
		小計	6.80	16.64	16.64	9.75	0	6.75	3.00	
44	総合公園	芽室公園	20.20	20.23	20.23	20.23	—	—	20.23	—
		小計	20.20	20.23	20.23	20.23	0	20.23	0	
45	運動公園	西大球運動公園	—	—	—	—	—	—	—	—
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0
46	墓園	芽室靈園緑地公園	—	1.37	1.37	1.37	—	—	—	—
		小計	0	1.37	1.37	1.37	0	0	0	0
47	緩衝緑地	東工沿道緑地公園	—	—	—	—	—	—	—	—
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0
48	都市緑地	ピュ力緑地	1.00	1.05	1.05	1.05	—	—	1.05	—
49	"	ピュ力緑地公園	—	0.51	0.51	0.51	—	—	0.51	—
50	"	花菖蒲園(近隣公園73へ)	—	0.75	0.75	—	—	—	—	—
51	"	新生緑地公園	0.12	0.12	0.12	0.12	—	—	0.12	—
52	"	東工北緑地公園	—	1.33	0.60	0.61	—	—	0.61	—
53	"	錦町緑地公園	—	0.10	0.10	0.10	—	—	0.10	—
54	"	泉町緑地公園(廃止)	—	0.67	—	—	—	—	—	—
55	"	中央緑地公園	—	0.12	0.12	0.12	—	—	0.12	—
56	"	東栄緑地公園	—	0.37	0.37	0.37	—	—	0.37	—
57	"	東工西17号緑地公園	—	0.34	0.34	0.34	—	—	0.34	—

緑地の整備目標統括表（その3）

図面 対象番号	種別	名称	都市計画決定面積 (平成13年度未現在) (ha)	整備現況 (平成13年度未現在) (ha)	平成24年度	令和元年	新規拡大 (ha)	緑地の位置(目標年次)		備考
								市街地面積 (ha)	市街化調整 区域内面積 (ha)	
58	"	美生川河川敷公園	—	2.56	2.56	—	—	—	—	2.56
59	"	旭町緑地	—	—	—	—	—	—	—	—
60	"	東工緑地	0.36	—	—	—	—	—	—	0.36
61	"	大成緑地	—	—	—	—	—	—	—	—
62	"	東工中央緑地公園	—	—	—	—	—	—	—	—
63	"	大成緑地公園	—	—	0.61	0.61	—	—	0.61	—
64		会館緑地	—	—	—	4.79	4.79	—	—	4.79
65		【街区公園から】錦町中央緑地公園	—	—	0.12	0.12	—	—	0.12	—
72		【H27整備】緑町緑地	—	—	0.05	0.05	—	—	0.05	—
		小計	1.48	7.92	12.09	11.42	0	9.22	2.56	
66	緑道	8丁目通	—	0.81	—	0.81	0.51	—	1.32	—
67	"	6丁目通	—	1.59	—	1.59	—	—	1.59	—
68	"	弥生緑道	—	0.08	—	0.08	—	—	0.08	—
69	"	環状緑道	—	—	—	—	—	—	0.38	0.83
		小計	0	2.48	2.48	2.48	1.72	—	3.37	0.83
—	公共公益施設緑地	大和兒童公園北側	—	0.16	0.16	0.16	—	—	0.16	—
—	"	連合会館西側	—	0.02	—	0.02	—	—	0.02	—
—	"	錦町児童公園南側	—	0.04	—	0.04	—	—	0.04	—
—	"	南プール北側	—	0.36	—	0.36	—	—	0.36	—
—	"	西コミセン南側	—	0.18	—	0.18	—	—	0.18	—
—	"	東地域福祉社館西側	—	0.03	—	0.03	—	—	0.03	—
—	"	西園町公営住宅付近	—	0.72	—	0.72	—	—	0.72	—
—	"	新工町公営住宅付近	—	0.06	—	0.06	—	—	0.06	—
—	"	緑町公営住宅団地ミニ公園	—	0.04	—	0.04	—	—	0.04	—
—	"	西園町公営住宅沿道付近	—	0.16	—	0.16	—	—	0.16	—
—	"	西町公営住宅沿道緑地	—	0.30	—	0.30	—	—	0.30	—
—	"	西園町公営住宅沿道緑地	—	0.16	—	0.16	—	—	0.16	—
—	"	南が丘団地	—	0.18	—	0.18	—	—	0.18	—
—	"	街路樹	—	4.00	—	4.00	—	—	4.00	—
		小計	0	6.40	6.40	—	0	6.40	0	0
70	民間施設緑地	芽室神社	—	1.80	—	1.80	—	—	1.80	—
		小計	0	1.80	1.80	—	0	1.80	0	0
		合計	38.05	68.78	76.48	73.02	7.25	69.42	11.21	

施設緑地の配置図（付図1）



地域制緑地の指定目標個別調書

図面 対象 番号	種別	名称	都市計画決定面積 (平成13年度未現在) (ha)	指定現況 (平成13年度未現在) (ha)	平成24年度	令和元年度	新規拡大 (ha)	市街地面積 (ha)	緑地の位置(目標年次) 市街化調整 区域内面積 (ha)	備考
-	緑地保全地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	風致地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	生産緑地地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	その他法によるもの	河川区域(十勝川)	-	321.00	321.00	321.00	-	-	321.00	-
2	"	河川区域(美生川)	-	67.50	67.50	67.50	-	-	67.50	-
3	"	河川区域(茅室川)	-	53.50	53.50	53.50	-	-	53.50	-
4	"	河川区域(ピウカ川)	-	26.60	26.60	26.60	-	-	3.6	23.00
-	"	地域森林計画対象民有林	-	392.70	317.50	313.91	-	-	5.03	308.88
	合 計		-	861.30	786.10	782.51	-	8.63	773.88	

地域性緑地の配置図(付図2)

